

## 盛岡藩の罪と罰雑考（四・完）

著者	吉田 正志
雑誌名	法学
巻	83
号	1
ページ	109-148
発行年	2019-06-28
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/00125914">http://hdl.handle.net/10097/00125914</a>

# 盛岡藩の罪と罰雑考（四・完）

吉田正志

はじめに

第一章 死後の世界と裁判・刑罰

第一節 亡魂が密通を告発

第二節 墓所で判決申し渡し

第三節 墓に板囲い

第四節 屍仕置とは何か？

第二章 死刑制度の諸特徴

第一節 各種処刑場

第二節 「鋸挽之上磔」の不採用

第三節 放火犯への刑罰は火罪にあらず

第四節 据物師の身分（以上八二巻四号）

第三章 手前仕置と仲間仕置

第一節 手前仕置——その一・給人

第二節 手前仕置——その二・武士の親類

第三節 手前仕置——その三・百姓、町人

第四節 手前仕置——その四・主人

第五節 無礼討ちの作法

第六節 座頭仲間の仕置

第七節 山伏仲間の仕置

第八節 乞食仲間の仕置（以上八二巻五号）

第四章 責任能力と刑罰の減輕

第一節 乱心の取り扱い

第二節 幼年者は数え十五歳未満

第三節 飢饉時の盗み

第四節 内済の可否

第五章 追放刑と身体刑

第一節 場所が指定された追放刑

第二節 新田・鉾山への追放刑

第三節 身体刑の不採用（以上八二巻六号）

第六章 犯罪捜査の諸手段と護送・牢

第一節 現金を掲示した囑託札

第二節 人相書

第三節 目安箱の変遷

第四節 死にくじと神判

第五節 目明しの公認

第六節 護送体制と大名家格

第七節 牢の諸相

おわりに（以上本号）

## 第六章 犯罪捜査の諸手段と護送・牢

## 第一節 現金を掲示した囑託札

## 幕府キリシタン高札

江戸幕府は、キリスト教を禁圧するため寛文元年（二六六）六月に、バテレンを訴えた者に銀三百枚、イルマンを訴えた者に銀二百枚、同宿や宗門を訴えた者に銀五十枚か三十枚を与えること書いた高札を全国各地の高札場に立てた。褒美を与えることを約束してキリシタンの密告を奨励したのである。

このように褒美を与えることで犯罪者についての情報提供を促すことは、おそらく古今東西多くの所で行われたことだろう。現在のわが国でも捜査特別報奨金制度が採用され、有力な情報提供者には報奨金を出すという話を時々聞くから、決して珍しいことではない。

## 初期の事例

盛岡藩では、重大犯罪の犯人についての手懸かりがまったくないとき、褒美金を与えることを約して情報提供を求めた事例がかなり早い時期からみられる。この褒美金を同藩では囑託金と呼んでいる。わたしが気付いた一番早いものは『雑書』寛永二十一年（『正保元、一六四四』）七月十九

日条（一巻、三六頁）で、五月十九日夜に郡山（紫波町）のうち十日市で虚無僧二人の持ち道具を追い剥ぎした者を、囑託小判金二十両を懸けて探索しようとしたものである。次いで正保四年（一六四七）四月十二日条（同上、二二二頁）では、侍屋敷・町中の方々へ投げ火が流行っているとして小判金十両を札に懸けたとある。

この両例のうち前者ではどのような形で囑託金を懸けたのか不明だが、後者では札に懸けたとあるので、おそらく高札を立ててそれに現金を懸けたのではないかと推測される。幕府のキリシタン高札は全国各地に立てられたものだから現金が高札に懸けられたわけではないが、盛岡藩の高札は一ヶ所に立てられただけだから、それに現金が懸けられたと推測することは決して無理ではない。

正保四年の囑託札以降三件ほど囑託金関係の事例があるが、それらは省略し、現金を札に懸けたのかどうかの問題で右の推測をさらに強める事例が『雑書』延宝二年（二六七四）二月二十七日条（三巻、四三五頁）にある。つまり、ここに「そくたく金三十両、今日鬼柳三右衛門同心彦人、嶋川十兵衛預同心彦人、右兩人ニ為持花巻へ遣ス」とあり、現金三十両を同心二人にもたせて花巻（花巻市）へ派遣したという。なぜわざわざ現金を花巻へもたせたのだろうか。もしも褒美を与えるという約束だけならば、その旨を紙に書いて張っておき、実際に犯人を密告したときに現

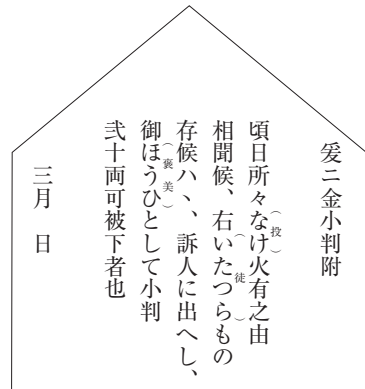
金を渡すようにすればそれで済みそうに思われる。しかし、囑託金の札を立てる際に現金を花巻までもたせたということは、その立て札に現金を懸けた事態を強く推測させる。

### 札の文言

この推測の適否を判断する前に、そもそも囑託金の立て札の文言はどのようなものだったかを確認しておく。『雑書』天和二年（一六八二）九月十八日条（四卷、九一二頁）に次のような立て札の文言が記されている。

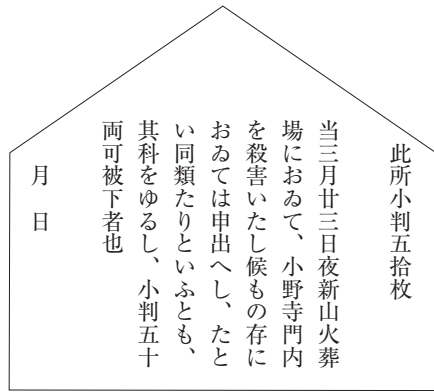
新なたや町（鐘原）盛岡市）小三郎、去十二日之晩殺害仕候もの訴人出へし、たとへ同類たりといふとも、其科をゆるし、御ほうひととして金子貳拾兩被下之へし、其上殺候者親類ともあたをなさざるやうに、急度可被仰付者也、

これが立て札に書かれた文言であるが、この文言だけでは立て札に現金が懸けられたかどうかは分からない。ところが、立て札の図を載せた事例が二つある。これを見ると現金を立て札に懸けたことがはっきりする。まず第一は、『雑書』元禄十五年（一七〇二）三月七日条（七卷、八〇六頁）、『藩法』上、三八二頁に次のように図示される。



この立て札文言の一行目に「爰ニ金小判附」とあり、実際に現金二十両を立て札に懸けたことが明らかである。そして、同日条はさらに、この札が中の橋札の辻（盛岡市）に立てられたこと、町奉行所の足軽二人がこの立て札の番をし、朝四ツ時（≡午前十時頃）に札を出して晩七ツ時（≡午後四時頃）に仕舞い、夜は中町（≡呉服町、盛岡市）検断に預けておいたことも教えてくれる。

もう一つは『雑書』宝永六年（一七〇九）十月五日条（九卷、六四一頁）、『刑事』九三・四頁、二九〇・一頁で、左のような図が掲げられている。



この立て札も前の事例と同様に最初の方に小判五十枚が懸けられていたことが分かる。そして、同日条の記事によれば、懸けられた場所は中の橋の制札が立てられている向かい側の角で、両町奉行所から組の者二人を出して番をさせること、朝辰の刻（≡午前八時頃）から申の刻（≡午後四時頃）まで懸けること、夜は中町検断が預かることになっている。

以上のように、少なくとも元禄・宝永頃の嘱託金については、盛岡城下の場合には中の橋の制札場近くの賑やかな場所に立て札が立てられ、それに直接現金が懸けられて、誰

もがそれをみることでできたわけである。しかし、残念ながら、前者については訴人が現れずに四月二十六日に立て札が取り払われ（『雑書』同日条（七巻、八二八頁））、後者も同様に十一月四日に札が撤去された（『雑書』同日条（九巻、六六三頁））。

四

#### 近世中期の嘱託金

ところが、上記宝永六年の事例後しばらくの間嘱託金に関する記事がみられなくなる。そして、次にその記事が出てくるのは七十年余後の『雑書』天明元年（二七八一）五月晦日条（三〇巻、五九六頁）になる。その事例は以下の通りである。

二月二十日に花巻給人上野十郎太の弟林蔵が上鬼柳村（北上市）鹿嶋という所の道路で切り殺され、その犯人を探索するため目安箱を再度廻したものの、一切手懸かりがなかった。そこでどうすべきかを目付に諮問したところ、「宝永六年之御先例之趣を以、於所屬託為御掛御吟味被仰付可然哉」との答申があり、この通りにすることが申し渡された。

この目付の答申に先例として宝永六年の事例が指摘されていることから、実際に同年以降嘱託金事例がなかったのだらうと思われる。したがって、なぜ宝永六年以降七十年余も嘱託金の事例がみられなくなったのか、その理由が知

りたいところだが、それを教えてくれる史料は入手していない。さらに、宝永六年の事例では訴人がなかったことも分かっていたと思うのだが、それにもかかわらず天明元年に至って、なぜ犯人探索の手段として嘱託金が提案されたのか、この理由もよく分からない。そして、この天明元年を最後として、またまた嘱託金の事例が姿を消す。

以上のように、盛岡藩の嘱託金の事例はほとんど近世前期にみられるだけで、それもさほど効果的だったとは思われない制度であった。しかし、冒頭に述べた通り、現金を揭示しないにせよ、褒美金を与えることを約して犯人を捜す手法は、世界的にみれば非常に広く採用された手法なので、他藩の事例も含めてその効果の程は改めて検討する必要がある。

(1) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)二八号(三)(四四頁)。なお、吉川弘文館版『国史大辞典』七卷、六七七頁所載の「しよくたくぎん 嘱託銀」の項(重松一義氏執筆)は、もっぱらこの幕府キリシタン高札の嘱託銀についてのみ記述しているが、嘱託金(銀)が懸けられたのは決してこれだけではなく、本文のごとくさらに広範な重大犯罪の被疑者探索に利用された。

(2) ちなみに、会津藩においても嘱託札に現金を揭示した事例が知られる(築田家文書刊行委員会編『会津史料大系 築田家文書御用・公用日記』一卷(歴史春秋出版、二〇〇五年)四六一頁所

掲元禄八年九月二十二日の記事、『同上』二卷(二〇〇六年)三二五頁所掲宝永元年七月九日の記事など)。

なお、山本純美『江戸の火事と火消』(河出書房新社、一九九三年)二五一・二頁は、正徳年間以後、幕府は放火犯訴人札に白銀の紙包み三十枚を並べておいたとするが、その出典は不明である。石井良助『盗み・ばくち』(第三江戸時代漫筆、明石書店、一九九〇年)「二七 火付のこと」(二五九頁以下)では、評定所で褒美金が渡された貞享四年の例(『御仕置裁許帳』六、四八三号所掲貞享四年卯二月八日の記事(石井良助校訂『御仕置裁許帳・厳牆集・元禄御法式』(近世法制史料叢書1、創文社、一九五九年)一九三頁)は挙げられているが、嘱託札に現金が揭示された例はみられない。

## 第二節 人相書

### 『文化律』第三三条

盛岡藩が幕府発行の人相書にいかに対応したかについては、「はじめに」に掲げた拙論①ですでに検討したが、盛岡藩自身も人相書を独自に発布しているのも、ここではその盛岡藩発行の人相書についてみておきたい。

『文化律』第三三条「人相書を以て御尋二可成者之事」は次のような条文である。

一 上え対し候重き謀計 一 公義え対し候事

一 主殺

一 親殺

一人相書を以て御尋之者ヲ乍存開置、亦ハ召仕等二致、

不訴出者 死罪

但、乍存請ニ立候者同罪、吟味之上不存ニ決候  
共、主人・請人過料、

右は、是迄科之輕重ニ不拘、預ケ中逃去候歟、又ハ其  
場より直ニ逃去候得は、其毎々人相書を以御尋ニ相成  
候、依て以来本文之通御据、其余ハ科之向ニ寄、評議  
相伺候様可被 仰付哉、

これは、江戸幕府の『公事方御定書』下巻第八一条「人  
相書を以御尋に可成もの之事」を下敷きにして規定したも  
ので、幕府法では、(i) 公儀え対し候重キ謀計、(ii) 主  
殺、(iii) 親殺、(iv) 関所破、については人相書を発行す  
ることにしている。したがって、第一項の上は盛岡藩自体  
を指すことは疑いない。

なお、第五項は幕府法とほぼ同文で、違いは刑罰が幕府  
法では獄門となっていること程度である。盛岡藩法に特徴  
的なのは「右は、」以降の一文で、これは幕府法にはない。  
内容は、これまでは、被疑者が逃亡した場合、犯罪が重い  
ときはもちろん軽くあつても人相書を発行して探索してき  
たけれども、これから人相書を発行するのは右の四つの犯  
罪のみにしたらどうかということで、明らかに人相書発行  
の回数を減らそうとするものである。

### 犯罪者の探索

それでは、この『文化律』第三三条制定以前にはどのよ

うな場合に人相書が発せられていたのだろうか。まず目に  
付くのは、いうまでもなく犯罪者の探索のための人相書で  
ある。わたしが気付いた最も早い人相書の事例は、『雑書』  
元禄十三年（一七〇〇）正月十五日条（七卷、三五三頁）で、  
去る八日に盛岡長町（盛岡市）の源十郎子とりが、石繫  
村（雫石町）町場の甚三郎の留守にその家に行き、女房を  
打ち殺して着物類を盗み取って逃亡した事件について、他  
領へ逃げたかもしれないとして、雫石・沢内（西和賀町）・  
花輪（鹿角市）・毛馬内（同）・野辺地（野辺地町）・田名部  
（むつ市）・花巻（花巻市）の七ヶ所へ、境の檜山や銅山など  
を探索するよう、代官・山奉行・境番人へとりの人相と取  
り逃げした品物の書付を添えて命じたものである。

この事例では具体的な人相書の内容は不明で、他の多く  
の記事も単に人相書で探索を命じたことと記すに止まるが、な  
かには具体的な内容まで掲げているものもある。一例だけ  
挙げると、『雑書』延享三年（一七四六）四月二十四日条  
（二〇卷、七〇・一頁）に、手鍵を懸けられて花輪町に預け  
られていた作右衛門が手鍵を抜いて欠落したため、次のよ  
うな「毛馬内御代官所毛馬内町作右衛門人相書」が発せら  
れ、城下・領分中に触れるよう命じた記事がある。

一年三拾九

一長五尺三寸

一眉毛中位

一 丸顔あかく

一 目ほそく

一 おとかひ不断体

一 中鬢

一 鼻大ふり

一 耳大振

一 月代なかく

一 すね・手に焼候跡有之

一 物言は落着候もの言

着類

一 指もの沓つ、但、かき色紋なし

一 浅黄単物沓つ、但、もんなし

一 白も、ひき

一 帯は糸繩

全部で十六ヶ条だから、だいたい詳しい人相書である。そのためもあるうか、この作右衛門は秋田藩領新沢村（由利本莊市）で捕り押さえられ、宿送りで花輪へ戻された旨を二十七日（同上、七二頁）に代官が報告している。さらに、『雑書』寛延元年（一七四八）七月十二日条（同上、四七一・二頁）にみえる三戸代官所伊勢平での殺人事件について、城下・在々へ触れられた人相書は「一年四十四、五位、但、中肉、肩いかり」以下二十ヶ条もある。

### 変死者の照会

次に目に付く人相書の利用は変死者の身元を探るものである。これまた多くあるので、その典型例を掲げるに止める。『雑書』延享五年（一七四八）三月二十八日条（同上、四三七頁）の厨川通り上鹿妻村（盛岡市）で倒れ死人が発見され、その人相書は以下の通りである。

一 年六十位男

一 長五尺沓寸位、丸兒、さかやき五分程

但、しら毛あり、中ひんかミわらにて結、ひたい

ぬき上ケ、耳中位、鼻高ク、口中位

着類

一 浅黄布腰ふり式枚有

一 白布切下帯之様成もの有

一 嶋もめんの切も、引有

一切けら沓つ

一 わらミこは、き一足

一 わら荷なわ沓筋

一切莖沓枚

一切こも沓枚

一 古わらんす沓足

一 新わらんす沓足

右之通之者裸にてこもを鋪、倒死居申候由御代官訴之、



右のような人相書で触が出され、その倒れ死者は二、三日も晒しおかれたのち、身元が分からなければ片付けて立て札だけ差し置くよう目付へ申し渡されている。ここでは人相よりも着類や持ち物の記述の方が多いことが注目される。

### 捨て子の照会

この事例はさほど多くない。『雑書』宝暦五年（二七五五）六月十六日条（二三卷、二七六頁）に、妙泉寺（遠野市）山内に二歳くらいの子どもが捨てられているのが発見され、その子の左手には二、三日前に太刀で切られたようにみえる豎五寸くらい、深さ一寸ほどの疵があった。これを妙泉寺が寺社奉行まで訴え出たので、人相書で人元を尋ねるよう目付と寺社奉行に申し渡されている。

しかし、詳細は略するが、これ以降の捨て子についてはわざわざ人相書を発行することはなく、拾い人が望めば直接養育させるようにしており、あるいは他の望み人に渡しても勝手次第としている。したがって、捨て子に係わる人相書記事は今のところわずかに一件しか見出していない。もっとも、京都では捨て子についての人相書が多く発行されているし、さらには徘徊老人についてのそれも多くみられる。そもそも京都では捨て子が多く、盛岡では少なかつたとは必ずしもいえないと思われるので、京都では捨て子

や迷子の親を探すことに労を惜しまなかったのに対し、盛岡ではその手間を省いたということかもしれない。

### 人相書の手間と効果

以上、人相書が利用された犯罪者の探索、変死者の照会、捨て子の照会の事例を挙げてみた。残念ながら、幕府発行の人相書と異なり、藩発行の人相書についてはどのような探索体制が採られたかが必ずしも明確ではない。おそらく特別の体制が取られたわけではなく、通常の警察体制、つまり徒目付や町奉行・代官の手の者によつて探索された程度であろう。しかし、とくに在方については、犯罪者探索のための人相書の多くは代官所から各村まで触れたと思われ、おそらく各村はそれを回覧するなどして周知する必要があったことだろう。一方、変死者照会用の人相書は関係地域のみ、あるいは村役人限りという具合に、限定的に触れられたに過ぎないものもあつたに違いない。それでもこの人相書への対応はそれなりの手間を要したのではないだろうか。

それでは、このような手間のかかる人相書は一体どの程度の効果があつたのだろうか。これを厳密に証明することはとてもできないが、やはりそれは限定的だったと推測せざるを得ない。もちろん、『雑書』寛延二年（二七四九）十月二十日条（二二卷、一七六・七頁）にあるように、人相書

に似ている者を捕らえたとして、百姓に褒美が与えられている事例もある。だが、多くの場合は、文章で書かれた人相書から特定の人物像を思い描くことは非常に難しかっただろうから、その効果には疑問符を付けざるを得ない。おそらくは目明しなどによる被疑者探索の補助手段程度の位置付けだったというのが本音なのではないだろうか。

(1) 吉田正志『仙台藩刑事法の研究』(慈学社出版、二〇二二年)  
「付論一 人像書」は、仙台藩が発行した人相書(同藩では人像書と称した)について論じたものだが、その「はじめに」(九九頁)で、京都やいくつかの諸藩の人相書の特徴にも触れた。

### 第三節 目安箱の変遷

#### 近世初期の目安箱

目安箱といえは、江戸幕府の八代將軍徳川吉宗が市井の人々の声を直接將軍が聞く制度として享保六年(一七二二)に設置したそれが有名である。目安というのには目に安いに見やすいという意味で、それが読みやすく簡条書きにした文書を指すようになり、さらに訴えを書いた文書＝訴状の意味で使われるようになったといわれる。この訴状＝目安を入れる箱が目安箱である<sup>(1)</sup>。この目安箱が犯罪捜査と一体どんな関係があるのかと疑問を抱く向きもあろう。しかし、のちに述べるように、それはいわば密告箱として利用

されることもあり、わたしは、むしろ密告箱こそが目安箱本来の役割だったと思っている。

それはともかく、目安箱という言葉は、この吉宗によって初めて使われたわけではなく、それ以前からあった。盛岡藩では、『雑書』慶安三年(二六五〇)三月二日条(一巻、四二二頁)に「郡山北片寄村田屋(紫波町)之六郎三郎、目安一通御目安箱へ入、但、星川惣助所より借金之出入二付、当番一方井形部持上」とある。この三日後の五日条(同上、四一三頁)には「郡山北片寄村田屋之六郎三郎上候目安之返答書一通、星川善六今日上、田鍍太郎左衛門披露之」とあるので、原告の六郎三郎の借金をめぐる紛争についての目安が受理されて、それへ反論する返答書が被告の星川善六(惣助の代理だろうか)から提出され、それが藩主に披露されたらしい。

また、同じ五日条(同上)には「渡辺喜左衛門百姓共、諸役糶二付目安一通、寛永十五年(一六三八)二子村(北上市)式部逃候時之書置二通添、御目安箱へ入、当番之大萱生長左衛門持上、但、稗貫郡二子村右喜左衛門百姓共七人、宿紺屋町(盛岡市)重兵衛所居」とある。これは給人の厳しい諸役取り立てに抗議するために百姓が集団で目安を入れたものと思われる。

これ以降、わたしが気付いた範囲では六件の目安箱に関する記事があり、『雑書』寛文元年(二六六一)八月二十四

日条（二卷、一九三頁）の「中内村（花巻市）御百姓又蔵、同村但馬と地論之儀ニ付、訴状一通目安箱へ今日又蔵午ノ刻（正午）入候付、御門番横田左近右衛門披露之」との記事を最後として目安箱の記述がしばらくなくなる。

### 直目安

もつとも、寛文十年（一六七〇）十二月二十一日条（同上、九七〇頁）に「大巻村（紫波町）与兵衛目安上候内、一ヶ条実正其外偽申上候付て、籠舎被 仰付候所ニ、科代金三両上今日籠内より出之」という記事があり、この目安が箱に入れられたものかどうか分からないが、これはおそらく直目安ではないかと思う。というのは、翌寛文十一年（一六七二）正月二十六日条（三卷、九頁）に「若殿様（鹿山より）御帰之時分、岩根又兵衛百性治兵衛子清三郎と申者、直目安指上申二付、則時本堂源右衛門二被 仰付擲捕、籠舎被 仰付」という記事があり、以後直目安や直訴についての記事が『雑書』に散見されるからである。

二例だけ挙げると、元禄十四年（一七〇二）十月二日条（七卷、七三〇・二頁）に「御与力大寺助十郎、鶴田村（鹿角市）百性共地頭役立稠敷、其上日頃手当不宜由にて連判拾五人、旧冬（家老の）九兵衛登 城之刻訴状差出」した。詮議したところ、地頭にも不屈きがあるので、知行地を召し上げて半分ほどの現米支給とするが、百姓の申し分も無

調法なので、肝煎の太兵衛と与惣兵衛を鶴田村で斬罪、獄門とする。また、正徳元年（一七一二）十二月十六日条（一〇卷、二二二頁）には「宮古御代官所之内刈屋村（宮古市）御百姓与伝二と申者、地論之義申出候故、於宮古委細御代官詮義仕候所、与伝次義肝煎方へ一応之断も無之直訴、其上申分非分」と判明したとのことで、他領追放に処された。

以上の二例は、目安箱が設置されていればそれに目安を入れたであろう事案だろうから、そうはせずに直訴が行われたということは、この時点ではすでに目安箱が廃止されていたと考えるのが自然だろう。もつとも、目安箱がなぜ廃止されたのか、その理由を知る手掛かりはない。なお、前者の事例は徒党とみなされたよう非常に重い刑罰が科せられている。藩に訴状を提出するのに給人の許しが必要だったら、そもそもそのような許可を給人が出すはずはない。それでやむなく百姓は直訴に及んだのだろうが、目安箱の廃止は直目安・直訴の増大をもたらしたといわなければならない。

### 紙丁橋詰めへの箱設置

そのためもあるだろうか、『藩法』上、七三頁、『内史畧』前十五（二卷、三二二頁）によれば、元文五年（一七四〇）二月八日に紙丁橋詰め（みちろう）の番所近辺に箱を差し出すこ

ととなり、「右箱之内え、在々之者其外書付等二ても入置候得は、下々之存念も相達候儀思召候」とある。ただ、「何ぞ目安箱等之儀無之候間、目安箱杯とハ唱申間敷候」とも命じられている。また、誰の身の上の書付を入れてご覧になつても、そのことでお咎めを仰せ出されることはない、どのような書付を入れても政事にかかわる筋はないので、目付どもは氣遣いするな、誰の身の上の書付を入れても、今後のことを慎むであろうとの思し召しだともいっている。この要約が正しいかどうか自信がないが、どうもこの法令の内容がよく理解できない。そもそもこの箱は目安箱ではないとは一体どういう意味なのだろうか。幕府と同じ名称を使うのは恐れ多いとでも配慮したのか。さらに考えてみたい。

なお、『藩法』上、二四〇頁によれば、この箱は一旦取り払われたようで、それが宝暦十一年（二七六一）九月十一日に「又候此度右箱被差置候旨被仰出候」とされている。この辺りの経緯もまったく分からないが、この再設置の箱も目安箱とは呼ばれていないので、元文五年設置の箱と同じ性質のものだったと思われる。

### 下々の申し出を抑えるな

ところで、『雑書』延享元年（一七四四）三月二十九日条（二九卷、七二頁）には、沼宮内通り土滝村（川口村、岩手町）

の庄八が直訴したことについて、直訴は禁止されているのに直訴がなされる背景には、最近百姓などの申し出が埋もれて代官まで行き届かない、あるいは願いの筋が一切行き届かないことがあるようだ、との認識を示したうえで、これは代官の下役が不心得のため百姓が直訴等の心得違いをするのだから、しっかりと申し含めておくようにと、沼宮内代官下役に命じた記事が出ている。

おそらくこれと関連があるのではないかと思うが、『藩法』下、三八四頁によれば、寛延三年（二七五〇）十一月二十日に次のような興味深い法令が出されている。

一 御城下・在々共二、御為之存寄等下々より申出、或願等申出候筋有之候得ても、御役人共迄相達不申内、夫々二て取扱申節難渋ケ間敷事有之、筋合宜諸願等も相滞候儀有之、亦ハ差出候二も、内々面倒之筋も有之様二相聞得候、右体之儀無之取上、早速申出、其筋吟味之上、難取上事は御役人共より相返し可申候、右之趣、兼て其筋々、尤、町ハ検断、村は肝煎等までも可申付旨被仰出、

要するに、利益となるような下々からの提案は積極的に取り上げ、それを役人が抑えるようなことはするな、また面倒が生じることを懸念して提案を控えるようなことがあってはならないということだろう。これはまさに江戸幕府の目安箱と同様の目的をもった内容ではないだろうか。し

かし、それならば城下の紙丁橋詰めにおかれた箱との関係はどうなるのだろうか。この点もよく分からない。

### 直訴の寛刑化

藩に有益な下々の存じ寄りや願いを役人が抑えてはならないという方向が進んでいくと、徒党ではない限りで、願いを申し出る手続を踏んでいなくても、あまり重い刑を科すことがなくなる。その事例が『文化律』第一一条「其向え不申出、手越之願立候者御仕置之事」の先例として三件掲げられている。

- ① 明和七年（一七七〇）八月十三日の例として、百姓どもが家老へ手越しの願いを立てたところ、趣意が尤もなので願いの通り申し付け、手越しの願いは不心得につき、きつと叱るよう代官へ申し渡す。
- ② 安永六年（一七七七）二月十七日の例として、中の口へ直訴を差し出した在方の者は遠き追放。
- ③ 安永七年（一七七八）二月十四日の例として、田地・家屋敷の出入で藩の重役へ直訴した者につき、表立つての取り扱いをできない者は城下への立ち入りを禁止し、内々に取り扱う。

②はいささか重いようだが、①③についてはほとんど処罰がないようなものである。これらの先例のうえに、『文化律』第一一条の「手越之願立候者 願書ハ其向え為差

出、手越願不心得二付、五十日牢舎」という条文が生まれる。

### 密告箱としての目安箱

ところで、藩の為になる下々の意見を吸い上げるための箱とは性格の異なる箱、それも目安箱と呼ばれる箱がある。これが冒頭に記した密告箱である。第一の事例は『雑書』安永九年（一七八〇）六月二十日条（三〇巻、三三七頁）、『刑事』六三三・四頁にみられる。去年五月、万丁目通りの琵琶ヶ沢で立花村（北上市）の権太郎が殺害され、その手懸かりが容易に得られないため、花巻（花巻市）で目安箱を廻したところ、花巻川原町の久之助を名指した者があつた。そこで久之助を取り調べ、覚えがないというので再度目安箱を廻し、その結果、去々年十一月に稲・大豆等を久之助に盗まれ、それを憎んで人殺しの入れ札をしたという者が現れた。そこで、この盗みについて尋問したところ、去年十月の夜中に町内で稲を背負った者を見咎めたら稲を捨てて逃げたので、稲を本人へ返した覚えはあるが、稲を取った覚えはないとの答えだつた。以上のような次第で嫌疑が晴れ、久之助は出牢となつた。

第二の事例は『雑書』天明元年（一七八二）五月晦日条（同上、五九六頁）、『刑事』六四四頁に掲げられる。この二月二十日に花巻給人上野十郎太弟林蔵が上鬼柳村（北上市）

の鹿嶋<sup>かしま</sup>という所の道路で切り殺されたため、「致殺害候者御詮議手懸も可有之哉と、村方目安箱等再応相廻候上」、同村の孫助夫婦と下鬼柳村の忠吉を詮議したが、まったく手懸かりがなく、孫助は牢舎、その妻は町宿預け、忠吉は手錠・町預けとしてさらに取り調べたものの、それほど疑わしいこともないとのことで、孫助夫婦と忠吉の拘禁を解き、ひとまず本所へ返し、遠方へ行くことだけは無用と申し渡しした。

なお、目安箱が使用されたかどうか分からないが、疑わしい者を摘発するため入れ札が行われた例はすでに『雑書』享保八年（一七三三）十月十九日条（二巻、七〇〇頁）にみられる。すなわち、享保六年に花巻町や在々が物騒だったため入れ札が行われ、数通の入れ札に名前が挙げられた者が三人いた。そこでこの三人を詮議したところ、一人は不行跡者として花巻二郡を追放されている。

こうした疑わしい者を摘発するため入れ札を行うことはすでに中世社会で行われていたことで、落書起請<sup>らくしよきじよう</sup>などと呼ばれた<sup>(3)</sup>。当時は嘘偽りをいわないと誓約してから入れ札が行われたようだが、さて、盛岡藩が目安箱を廻す際には何か誓約がなされたのかどうか、この点は不明である。

#### 『文化律』 第四条

密告箱としての目安箱がどの程度の広がりをもって利用されたのか分からないが、『文化律』第四条には「紙丁目安箱え度々訴状入候者之事」として、紙丁橋詰めの番所近くにおかれた箱への訴状入れについての規制令が載せられている。もともと、この箱が設置されたときは、それを目安箱とは呼ばないとされていたのに、ここでははつきりと目安箱といっている。昔のことがもう忘れられていたのだろうか。

それはさておき、同条の内容は、第一項が、許されない願いを訴状にして箱に入れた者の処分に關してで、名前や住所が知れたら、御側から三役に連絡して、その者に手錠を懸けて預け、宿や親類から宥免願いが再度出されたら、もう一度訴状を入れたら処罰するぞと申し渡し、詫び証文を書かせて、日数に構いなく手錠をはずすというものである。但書は寺院が訴状を入れたケースなので略す。第二項は、度々箱訴して手錠を懸けられながら赦免された者がまたまた訴状を入れたならば、在町とも城下払いとするというものである。

したがって、全体としては、根拠のない訴状を箱に入れても手錠・町宿預け程度の処罰で済み、累犯となると城下払いと少し重くなる。しかし、直訴でも徒党でない限りさほど重くは罰せられなかったことを考えると、この軽い処

罰でも不思議ではないし、むしろ有益な意見も入れられる可能性もあるから、この箱の設置が維持されたのであろう。

紙丁橋詰め設置の箱の移設

『藩法』下、二七九・八〇頁によれば、天保の大凶作の影響が深刻化していた天保七年（一八三六）十二月七日に藩は次のような法令を出す。少々長文なので要旨のみ掲げると、

この間しばしば百姓どもが騒ぎ立てたので、殿様の思し召しで紙丁番所脇に以前から設置してある目安箱を紙丁橋際柵外に移し、その側に高札を建てておけば、願い向きの者はその箱へ入れるだろうから、どうかとの諮問があった。諸役人が種々検討し、紙丁橋際は他領者も往来が多い所なのでいかがか、会所場番所辺がいいのではないかと伺ったところ、他領者が見聞しても何の差し支えもないとの思し召しであった。としたうえで、この目安箱の側に建てられた高札の文言が「覚」として示される。

- 一 何事によらず、上之御為筋之儀可申上事、
- 一 下之難儀ニおよび候儀可申上事、
- 一 諸役人依怙之扱之為、無実ニ落入候儀等有之候ハ、可申上事、

一四

一 大小御役人、私曲又は奢ケ間敷義等見聞候ハ、可申上事、

一 頭役え申立候儀、久敷不取上捨置候事有之候ハ、可申上事、

一 諸士町・在々共ニ、心得不宜者有之候ハ、可申上事、

一 諸人之為相成候事存付之筋も有之候ハ、無遠慮可申上、御吟味之上、御沙汰被成候事、

右之条々、書取を以訴状箱え入置可申候、尤、私之為自由ケ間敷儀、又は人ニ被頼不愜事等申上候ては、御取上不被成候、毎月十一日・廿一日、二度宛可及披露二候間、名面相頭かたき者は、居所相認入置可申也、

このような高札を紙丁橋際に立てて目安箱を設置したのである。この箱は毎月二度改められるが、そのときは徒目付が朝のうちに箱をはずして目付に渡し、目付から御側へ廻して御側頭へ報告される。また、紙丁袋<sup>か</sup>の入り口の番人、紙丁の検断・肝煎は、時々箱を見廻るように命じられている。なお、箱を懸けた場所には錠が下ろされ、その錠は目付に渡されている。箱の本錠は御側頭へ渡されていたようである。

目安箱の効果

以上のように、下々の意見を吸い上げる目的で設置され

た目安箱だが、必ずしも目的通りには利用されないこともあったようである。『藩法』下、二八七頁によれば、一ヶ月半後の天保八年（一八三七）正月二十三日には次のように命じられている。

目安箱之儀は、専下々難儀を御救被成候思召より、昨年被差出候、然所、銘々我儘之事共、或戯同様之事書付差入、剩諸役人進退之事等、過当之申上方不届至極候、諸役人善悪之儀は申上候様、高札ニ被差出候得共、進退之儀、下より申上候ても、決て御取上無之事ニ候、依之格別之思召を不顧、愈反古同様之書付而已差出候次第ニ至候ては、自ら不及披露、焚捨候之条、一統相心得可申候、

もちろん、なかには有益な意見の提示もあったことだろうが、この仰せ出されでずいぶんと期待はずれの側面が強調されている。実際前年の法令にもあった通り、大きな狙いは百姓一揆の発生を未然に防ぐことにあったのだが、これ以降の盛岡藩領では大規模な百姓一揆が頻発する。目安箱一つの設置だけではとうてい乗り切れない社会情勢になつていたといわなければならない。

### 明治初年の目安箱

戊辰戦争の結果、盛岡藩は明治元年（一八六八）十二月に十三万石に減ぜられて旧仙台藩領の白石（白石市）に転

封を命ぜられた。この段階で上記の紙丁橋際の目安箱がどうなったのか、まったく分からない。しかし、盛岡復帰の運動が功を奏し、明治二年（一八六九）十月に新たな十三万石の盛岡藩が成立する。

おそらくこれに伴つてだろうと思われるが、『覚書』明治二年十二月十日条（明治編、八五九頁）に「中ノ橋制札脇え、訴状箱御取建被成候間、事ニ寄、密訴いたし度者は、箱え入可申事」との記事がみえる。このときは毎月晦日に改めること、無名の訴状は取り上げないこととしているが、同月二十七日条（同上、八六八頁）ではこの箱を目安箱と呼んで、毎月十日と二十日の二回改めることにしている。

明治初年には、明治新政府の方針により全国各地に目安箱が設置されたので、盛岡藩のこの目安箱設置もその一環だったのではないかと思われる。しかし、明治三年（一八七〇）七月に最後の盛岡藩主で藩知事となつていた南部利恭が藩知事辞任を認められ、同時に盛岡藩が廃されて盛岡県になったので、この時点で盛岡藩設置の目安箱はなくなったことになる。それでは、明治新政府下の盛岡県、さらにはその後の岩手県には目安箱はなかつたのだろうか。今後の課題として追究したい。

(1) 目安箱に関する包括的な研究として、大平祐一『目安箱の研



究』（創文社、二〇〇三年）参照。

(2) 菊池悟朗『南部史要 全』（四版、熊谷印刷出版部、一九七二年、初版は一九一一年）一四五頁は、「元文五年二月城東紙町に初めて目安箱を置き、民の冤枉を訴へしむ」と記し、「目安箱」と呼んでいるが、同書は後世の編纂物である。

(3) 中田薫『法制史論集』三卷下（岩波書店、一九四三年）「第廿五 古代亞細亞諸邦に行はれたる神判雑考」（初出は一九〇七年）「八 落書起請」（九五二―七頁）、清水克行『日本神判史——盟神探湯・湯起請・鉄火起請——』（中公新書、二〇一〇年）六五・六頁など参照。

(4) ちなみに、八戸藩の寛政十年頒布と推定される『目付所例書』坤七号「目安箱守法并張紙認方之事」（工藤祐董「八戸藩法制史料」（創文社、一九九一年）二三三頁）に掲げられる張紙文言は、「此頃ニ至盜賊有之趣ニ付、御触書ニ差出候通、今般目安箱被相廻候、此間御沙汰之通封シ書入可申候」であるから、この目安箱も密告箱であることは疑いない。密告箱としての目安箱については、工藤祐董「八戸藩刑法——法例を中心に——」（Ⅱ）（『八戸工業高等専門学校紀要』一四号、一九七九年）二・三頁も参照。

#### 第四節 死にくじと神判

##### 死にくじ

ある犯罪の犯人や事件の責任者を特定するために、くじが利用されることがある。そしてその結果特定された者が死刑に処す場合には、そのくじは「死にくじ」と呼ばれる。そのゆえに、この「死にくじ」も犯罪捜査の一手段と

いつてもよからう。本節ではこの「死にくじ」の事例を紹介する。

『雑書』延宝四年（二六七六）八月十七日条（三卷、七九一頁）に次のような記事がある。七月二十三日夜に新町（ニクムチ）（〃 呉服町、盛岡市）の鷹羽儀兵衛宅の裏塀を乗り越えて盗人が入った。その近くに中の橋の辻番があつたが、番人二人はこの事件にまったく気付かなかつたようである。このことを知った藩主は、事件に気付かなかつた番人である中村武左衛門同心の長五郎と理（利）右衛門の二人に対してくじを取らせ、一人は成敗、一人は扶持取り上げにせよと命じた。そして、これを惣足輕頭中へ申し聞かせるようにとも申し渡している。足輕への注意喚起に利用したのである。この藩主の命に従つて、十九日に歩行目付が検使として派遣され、中村武左衛門宅でくじ取りが行われ、長五郎が死にくじを取つて成敗され、利右衛門は扶持取り上げという結果となつた（同上、七九二頁）。

また、『内史畧』前十四（二卷、二四〇頁）所掲の「登礎草紙」卷三「安村」の項に次のようなエピソードがある。藩主が朝鷹に出た際、鍛冶小屋船場に流死の者が懸かつているのを見付け、川岸にある番所の輕卒が見廻りを怠つたため、このような不浄の者が城下にあるので、当番の罪は軽くない、しかし一人は助けるので「生死鬪」二つを取らせて決めよと命じた。そこへ上司である先隊役（先手頭の

ことだろうか)の安村某が訴えるには、「兩人の罪は逃れようもないのに、仁徳をもつて『死生圖』を命じられたのはまことに尊いお考えです。しかし、死生二つの圖では一人は必ず死ぬことになりす。慈悲を施されるならば、生の圖二つ、死の圖一つを出してください。三つのうちで死の圖に当たれば、それは天の恵みのないことと諦めがつきません。生死二つの圖だけでは、天が助けようとしてもできません」と強く希望し、藩主もこの願いを容れて、生二つ、死一つの圖を出したところ、二人の軽卒はともに生の圖を引き当てたというのである。これは、安村なる者がいかに部下思いであったかを語るエピソードだが、ここで「死生圖」「死生圖」と呼ばれているものが、いわゆる「死にくじ」であることは明らかである。

### びんぼうくじ

ある事件の責任者として複数人のうちの一人を選び出すために、このようなくじを取る方法が広く利用された。盛岡藩では上記事例二つしか気付かなかつたが、一般的に「貧乏くじ」などと呼ばれるものである。「貧乏くじを引いた」という言葉は現在でもよく使われるから、説明は不要だろうが、秋田藩(佐竹家)の事例を挙げておこう。

『梅津政景日記』は同藩院内銀山の奉行であった政景の日記として有名だが、その四巻の元和五年(二六一九)十

二月朔日条に、野論のもつれで桑ヶ崎村(湯沢市)の者が相川村(同)の百姓一人を殺す事件が生じ、そこで政景は桑ヶ崎一村に対して「びんぼうくじ」を引くことを命じた旨の記事が出ている。この事件では、同月二十九日に桑ヶ崎村の百姓が頭人の弥右衛門親子三人のうち一人を尋ね出すと誓ったため、実際にはくじ取りはなされなかったようだが、近世初期には、犯人探索の一手段としてこの「貧乏くじを引く」ことがなされたのではないだろうか。

### 火彩

ところで、盛岡藩の事例で番人二人のうちどちらが当たりくじを引くかは、現在のわたしたちはまったくの偶然のことだと思ふのだが、江戸時代、さらにはもっと前の時代の人々にとっては、それは単なる偶然ではなく神仏の意思がくじによって表されたものと考えられたようである。つまり、前の例で死にくじを引いた長五郎は、神仏によってそうなるよう運命付けられていたのである。

このような神仏の意思を示すものは必ずしもくじだけでなく、例えば熱湯だったり真っ赤に焼けた鉄(『鉄火』)だったりする。日本のはるか古い時代に、熱湯のなかの小石などを拾わせて、その手の焼けただれ具合をみて、その者の言い分が正しいかどうかを判断した「盟神探湯」という神判が行われたという話を聞いたことがある。近世初期

の盛岡藩でも鉄火と思われる例があるので、それを紹介しておこう。

『雑書』慶安二年（一六四八）三月朔日条（二巻、二七四頁）に、「穴沢（岩泉町）之内田山御金山之儀二付て、栗谷川（盛岡市）之庄吉、赤羽根（遠野市）ノ清右衛門、大迫（花巻市）助十郎、大坂之九郎兵衛、中里（岩泉町）之弥八、大河（同）之佐左衛門、訴人三九郎、此七人之者火彩可被仰付由にて、御同心頭衆七人へ今日御預」という記事がみえる。記事はこれだけで詳細が不明だが、この記事のなかにみえる「火彩」はおそらく「火災」のことだと思ふ。そして、寛永八年（一六三二）に京都であった神判事例を参照すると、この「火災」は火事のことではなくて、鉄火のことではないかと推測される。つまり、この記事は、金山をめぐる何らかの訴訟を処理するため、七人の関係者に鉄火が命じられたことを示すものではないかということである。

盛岡藩の鉄火に関する記事でわたしが気付いたのはこれだけだが、隣の秋田藩の『梅津政景日記』をみると、少なくとも三件の神判事例が確認できるので、秋田藩の隣にある盛岡藩領でも同様の神判が行われた可能性は大いにあるのではないだろうか。今後関係史料をさらに探してみたい。

- (1) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 梅津政景日記』四（岩波書店、一九五七年）一二七頁及び一五五頁。  
 (2) 吉田正志「賭けと裁判」（國學院大學日本文化研究所編『法文化のなかの創造性——江戸時代に探る——』（創文社、二〇〇五年）七七頁参照。  
 (3) 同上、九九・一〇〇頁参照。

## 第五節 目明しの公認

### 江戸幕府の目明し

犯罪捜査は本来目付や町奉行所・代官所の同心によって行われるが、彼らの人数はきわめて少なく、その欠を補うために目明しが利用された。盛岡藩の目明しについてはすでに小林文雄氏などの研究があり、わたしが付け加えられることはほとんどないのだが、気付いたことが少しあるので、ここで触れておく。なお、その前提として、江戸幕府が目明しをどう扱ったかについて知っておく必要がある。というのは、江戸幕府も近世前期には目明しを積極的に利用していたのだが、近世中期からはその利用を禁止しているからである。

すなわち、目明しというのは多くの場合犯罪者を捕らえるために犯罪者を利用したもので、犯罪者を捕らえることに協力すればお前の罪を許してやるなどといって、効率的な犯罪捜査を行う手段の一つだった。しかし、近世中期になって、公儀がこのような犯罪者を利用するのは公儀のご

威光にかかわるといふ批判が出る。具体的には「正徳の治」の担い手だった新井白石などがその主唱者で、正徳二年（一七二二）九月に出された法令のなかで、最近犯罪者を助けておいて目明し・口問いなどと名付けて利用しているが、これは天下の政治を行ううえできわめてよくないことだなどといっている。

その後何度も目明し禁止令が出されるが、江戸の町奉行所の警察力は非常に弱かったため、どうしても必要悪として目明しの利用を止めることができず、幕末には「岡っ引き」などと名を変えて、いわば奉行所の同心が私的に使っている協力者という性格にして利用し続けた。ところが、東北諸藩の目明しを調べてみると、ほとんどが藩によって公的に使われている。もちろん公的といっても、正式に手当を与えているものから単に名目だけを認めているものなど、その程度はさまざまだが、決して私的に利用されているというわけではない。盛岡藩の目明しもこの例に属す。

### 早い時期の目明し

それでは、盛岡藩の目明しはいつ頃から存在したのだろうか。『雑書』の記事をみると、まず貞享四年（一六八七）五月二十日条（五巻、四九六頁）によれば、和賀郡谷内村（花巻市）鶴ヶ谷地の市兵衛所へ先月夜討ちに入った人数のうち、助二郎という者が昨日捕らえられ、花巻（花巻市）

で取り調べを受けて、同類の助三郎・助十郎・四兵衛が大樋（大樋町）・山田（山田町）方面に行つたと白状したので、目明し一人・同心二人を花巻から大樋へ派遣したうえ、北閉伊の野田（野田村）へ立ち退いた可能性もあるとして、目明し一人・同心一人が花巻から野田へ派遣されている。

また、宝永元年（一七〇四）十二月二十一日条（八巻、五六頁）には、盗みの容疑で五人組に預けられていた甚内が逃亡したため、組合にその捜査が命じられたが尋ね出すことができず、改めて組合の者どもが目明しに仰せ付けられている。さらに、翌宝永二年（一七〇五）三月晦日条（同上、五八三頁）には、博奕をしていて騒動を起こした四人の居所を知るため、一緒に博奕をしていた助右衛門・善右衛門・助八・百の四人のいたずら者が目明しに仰せ付けられている。

これらの事例が目明しの記事としては早い例である。しかし、この三件にみられる目明しは臨時に目明しに任命されただけで、恒常的な役職として任命されたわけではないように思われる。もちろん常置の役職としての目明しがいなかったとまではいえないが、時代をもう少し下ってみる必要がある。

### 常置の目明し

そこでさらに『雑書』の記事を追うと、享保十五年（一

七三〇）八月朔日条（二四卷、五四四頁）に、七間丁（城下の地名であるとともに、盛岡在住の芸能集団の呼称でもある）の金六が八幡神事の節追い出し芝居をして渡世したいので二十日頃まで暇をいただきたいと願ひ出て、町奉行から許可されているが、それは「金六義めあかし被 仰付置候ものゆへ、右之通願出」たとある。また、八月二十八日条（同上、五六六頁）には、「目あかし長吉」より相撲興行が大迫（花巻市）であり、行事の手伝いのため行きたいとの願ひが町奉行を通して許されている。さらに、九月六日条（同上、五七〇頁）には、先の金六と同一人物だろうが、「目あかし金六」が南通りへ渡世に行きたいので、今月・来月の暇を願ひ出て町奉行から許されており、九月十三日（同上、五七五頁）にも「長町（盛岡市）目あかし権三郎」より渡世のため三閉伊（上・中・下閉伊）へ行く暇を願ひ出て同じく町奉行を通して許可が出された。

これらの事例は明らかに臨時の役職としての目明しではなく、常置された役職であるからこそ、一定期間の暇の願ひ出が必要だったのであり、そしてその願ひが町奉行を経由して許されているから、町奉行の支配下にあった役職であることも疑いない。したがって、少なくとも盛岡城下についてはこの頃には恒常的な役職としての目明しが任命されていたといえる。

また、享保十九年（一七三四）二月二十五日条（二五卷、

五七一・二頁）には、足軽の定八が能衣装を盗み出して花輪（鹿角市）へ持参し、自分の宿に一宿したのを怪しく思つて捕らえた花輪の目明しに対して、褒美として代物一貫文が与えられており、二月二十六日条（同上、五七二頁）には、去年沼宮内（岩手町）の大蓮寺に放火した利兵衛を捕らえた沼宮内の目明し一人に五百文が褒美として与えられているので、これらの記事を通して在方にも目明しがいたことが分かる。

### 目明し仁助

寛延二年（一七四九）九月十二日条（二二卷、一五四頁）によれば、前川善兵衛が御勘定御用上納金八百十四両を持参して昨夜新町（盛岡市）治郎兵衛所に一宿し、金子は治郎兵衛が預かっていたところ、そのうち六百五十両が盗み取られた。捜査を進めるうち、宮古通り鉄ヶ崎村早稲栃（宮古市）の権之助という者が城下へ来ていて、この者が怪しいという噂があり、十三日に宮古代官に命じて捕縛し、二十二日に城下へ連行して牢へ入れた。その後取り調べを進めたところ、金子を盗み取ったことは間違いないと白状した。

ところが、同年十一月十九日条（同上、一九六・七頁）、『藩法』上、一四一・二頁に、この権之助こと仁助が、本来は死罪ながら、その罪を赦されて目明しに任命された記

事が出てゐる。しかも①住所は夕顔瀬ゆがなせ・仙北町せんほくちやう・神子田みこが（いずれも盛岡市）辺に仰せ付けられ、廻り役の支配を受けること、②母・妻・娘一人は城下へ引つ越し住居すること、③本所の家屋敷・田地は取り上げて売り払い、その代物は与えること、④扶持は与えないが、時々科料錢で相応に手当を与えることなどが命じられてゐる。

また、三人の廻り役の者に対して仁助の勤め方を指図することも指示され、さらに『藩法』上、一四三頁によれば、仁助が内丸に入らないよう申し付けよと廻り役へ命じられてゐる。実際に、『雑書』寛延三年（二七五〇）三月三日条（二二卷、二七〇頁）では、目明し仁助の勤め方の善悪を月々報告するよう廻り役へ指示されてゐるので、かなりしっかりした支配が目指されてゐるに思われる。この目明し仁助がその後どのような働きをしたのか、関連記事がみられないので不明だが、城下の目明し任命の様子がいくらかは判明した。

### 目明し半十郎の手当

上記の目明し仁助は、手当として扶持は与えないが科料錢で相応に手当を与えられたようであり、また甚助は欠落者捕縛の褒美を貰つてゐる。おそらく多くの目明しは定額の給与的なものではなく、働きに応じて褒美等の名目で手当を貰つたものと想像される。実際『雑書』寛政十年（二七

九八）二月二十九日条（三六卷、四九三頁）に、石鳥谷町いしとりやちやう（花巻市）の者から目明し役がいなくて迷惑している、ついで当町の儀兵衛が相応の者なので目明しに仰せ付けてほしいとの願いが出され、それが許されてゐるが、その願いには目明しは「御擬等も無之者二付」と述べられてゐる。

しかし、例外があつたかもしれない。『雑書』天明二年（一七八二）八月二十二日条（三一卷、一五八頁）に、八幡町はちまんちやう（盛岡市）の目明し半十郎が御内用で先頃他領に派遣され、精を出して働いたので、その太義料として代物三貫文を与えられてゐるが、おそらく同一人物と思われる目明し半十郎の名が同年十二月二十一日条（同上、二三三頁）に表れる。その記事には、半十郎は「目明相勤候付、為御手伝当壹ヶ年老人扶持、塩噌・薪、御給錢三拾貫文被下置」てゐるが、時節柄「右御手当之内、御代物十貫文二、塩噌・薪共二、為冥加已来差上度」と申し出て、奇特であると誉められてゐる。そして、儉約年数中は給錢のうち十貫文差し上げるように、塩噌・薪はこれまで通り与えらるとされてゐる。

この半十郎の例からすると、八幡町の目明しは特別で、下級家臣の一員に位置付けられていたように思われる。今のところ半十郎以外には八幡町の目明しの例を確認できていないが、大河内貞の『たとへは』家、一九五頁には、「目明と申す者、御扶持被下候故、身分も有之様に心得候

哉、元より博奕打などより見出し申候役にて、本来の人柄は不宜者にて御座候」とあるので、扶持を与えられた目明しがいたことは確かだろう。さらに調べてみる必要がある。

### 目明しの職業

目明しの中心的な任務はもちろん被疑者の探索だが、多くは他の仕事もしているようである。どちらが本業でどちらが副業なのか分からないが、これまで紹介したなかでも、まず第一に芸能興行への関与がある。芝居や相撲興行のために城下を離れることを願っているから、これらの興行に関連して何らかの仕事があったのであろう。

盛岡城下での芸能興行については出願者が決まっていたことがすでに指摘されている<sup>(5)</sup>。すなわち、寄席座敷芸は御駒太夫<sup>(七軒丁)</sup>、歌舞伎芝居は狂言太夫<sup>(七軒丁)</sup>、操り芝居・浄瑠璃は操り座元といった具合である。在方についても何らかの出願者の規則があっただろう。目明しが芸能興行の出願者になったのかどうかは知らないが、興行に伴ってさまざまなトラブルが発生する可能性があるから、そのようなトラブルを事前に防止したり、発生後はその処理を行うなど、興行を円滑に進めるために目明しの力が必要だったのではなからうか<sup>(6)</sup>。また、例えば、『雑書』安永十年（天明元、一七八二）二月朔日条（三〇巻、四七九頁）には、狂言

太夫玉左衛門より、上総生まれの役者を自分支配の役者の弟子にして盛岡に住まわせたいとの願いが出され、それが許可されているが、その請け合いには上記の目明し半十郎がなっている<sup>(7)</sup>ので、芸能興行集団と目明しとの付き合いは単に興行当日のみならず日常的なものだったであろう。

第二に、彼らのうちには宿屋を経営している者がいる。例えば、『雑書』天明五年（一七八五）三月二十二日条（三二巻、三四六頁）に、去々年不作のときに、牢屋・揚がり屋に収容されていた囚人が数人いたが、狭かったため武左衛門の所持する小屋を買い上げて仮揚がり屋とした際、武左衛門が自分の費用で番人を付けたり賄いをしたということなどで、十貫文の褒美を貰った記事が出ているが、この「往来宿武左衛門儀、目明兼帯相勤候」とされている<sup>(7)</sup>。こうした目明しの経営する往来宿は「無宿宿」などとも呼ばれ、先に紹介した花輪の目明しの事例では能衣装を盗み出した者を泊めていることから分かるように、うさんくさい宿であって、目明しと無宿ないし博徒との密接な関係を窺わせる<sup>(8)</sup>。

実際『雑書』寛政七年（一七九五）五月五日条（三五巻、五四二・三頁）、『刑事』八四一頁には、軽い盗みをした他領者三人が目明し喜兵衛所へ一宿した記事が、『雑書』寛政九年（一七九七）閏七月十六日条（三六巻、三六一頁）、『刑事』九一一頁には、盗賊を数月逗留させた毛馬内<sup>(鹿</sup>

角市) 目明しの松之丞の記事が載せられている。これら目明しが渡世として宿を経営していたのか、それとも個人的な事情で盗賊を泊めただけなのか、はっきりとは分からないが、盗みを働くような連中が立ち寄りやすかったことは確かだろう。

ちなみに、『雑書』宝暦十一年(二七六一)十二月十三日条(二五巻、一八七頁)には、詮議筋のある花巻川口町(花巻市) 住居虚無僧松岩軒が盛岡紺屋町(盛岡市)の往来宿喜兵衛所にいたところ、昨十二日朝に逃亡して行方不明になったため、人相書での探索が命じられている事例、寛政七年(一七九五)三月十七日条(三五巻、五一三頁)に「てんや幸助」が御駒太夫へ預けられるべきところ、新山川川が出水で通れないため当分往来宿へ預けられている事例、同年九月晦日条(同上、六四五頁)に喧嘩・酒乱の金吾を肝煎より往来宿門之丞が預かった事例などがあるから、往来宿は被疑者を預けられることもあった。あるいはこれらの往来宿も目明しを兼ねていたのかもしれない。

第三に、『雑書』天明五年(二七八五)四月十六日条(三二巻、三六四頁)によると、上記の往来宿・目明し兼帯の武左衛門は、もう一人の目明し弥右衛門とともに、領分中合葉支配元を勤めている。つまり、領分中に葉を売って廻る商人、多くは香具師と呼ばれる商人の取り締まりを任されているのである。おそらく、本人たちも売葉商売をして

いたのではないだろうか。この合葉支配元については小林氏の研究が詳しく触れているので、それを参照していただくことにして、ここではこれ以上触れない。

この外にも、例えば隠し売女屋・芸者置き屋や茶屋を営んでいた者もいたかもしれないが、いずれにしても領内・他領を問わず遍歴する芸人や商人と関係し、また自身の宿にさまざまな人々が泊まるわけだから、犯罪者を見付けるのに都合がよかったことは疑いない。

### 目明し下役

上記の武左衛門は、合葉支配元に任命して貰う際、「在々ニは手先同様之者共、所々御座候間、其時々申含出入ケ間敷儀等御座候共、御上御苦勞懸上ケ不申様仕度」といっている(三二巻、三六四頁)。目明しは自身が廻り歩くだけではなく手先を使ってその任務を果たしていた。この手先のネットワークの広がり目明しにとっては重要だった。盛岡藩ではこの目明しの手先を目明し下役・下目明しなどと呼ぶこともあったようである。

城下の目明し手先の働きをみると、例えば、『刑事』一三九五頁、八頁、『事例』六項「人殺」所掲天保五年(二八三四)九月二十五日判決に次のようなものがある。野田(野田村)へ追放となった矢幅村(矢巾町) 弥右衛門子三蔵が城下へ立ち帰っているとの情報を得て、去年五月二十八



日に親弥右衛門宅に目明し手先六人その他が行って押し入り、三蔵を出せといったところ、雑言を吐いたので鍵繩を懸けようとしたら抵抗したため、手先の一人が肘で右脇腹を打ったことで弥右衛門が死亡してしまった。この責任を取る形で、六人の手先のうち、一人が永牢、一人が田名部牛瀧（佐井村）へ追放、一人が沼宮内（岩手町）へ追放、三人が鷹野場住居構いの処罰を受けている。つまり、この追放立ち帰りの捕縛には、目明しは直接行くことなく、その手先などが出向いているわけである。城下の捕り物においては、このようなケースが多かったのではなからうか。では、この目明し手先はどのようにして任命されたのだろうか。また、そもそも町奉行所などに目明し手先として正式に登録されたのか。おそらくそうではなく、目明しが私的な繋がりを利用してアウトロー的な人物を手先にしたというのが実情ではないだろうか。

横川良助『内史畧』后六（四卷、三三五・六頁）に、藩主が南部利敬の頃（天明四年（一七八四）～文政三年（一八二〇））に、町家に親方分（若者頭）という者を立て、多数の若者を手に付けてこれを子分といい、組々を分けて党を立てて肘を張って常に横行する云々という記事がある。これは「若者組」というものだそうで、今でいえば暴力団とか暴走族だろう。したがって、この記述を直接目明しとその手先に当てはめるわけにはいかないが、目明しが手先を調達

するルートは、これに似たものだったろう。

ただし、『刑事』一一〇四頁の文化十五年（＝文政元、一八一八）四月二日判決には、八日丁（盛岡市）元香具の市兵衛と茅丁（同）香具の弥次郎が他領の盜賊と知り合いになって、大迫町（花巻市）安兵衛土蔵へ忍び入らせて盗品を配分した罪で、二人とも「目明下人」として与えられている。これは犯罪奴隸的なニュアンスなので、目明し手先と同質と捉えられるか、いささか疑問が残るが、これも手先と同様の使われ方をしたならば、このような目明し手先調達ルートもあったことになろう。

### 目明しと内済

幕末に近くなると目明しが内済に係わる記事が散見される。第四章第四節で説明したように、内済というのは内々に済ますことで、何らかの紛争を表沙汰にせず当事者同士の話し合いで解決することである。この場合当事者の間に仲裁人が立つのが普通で、この仲裁人を目明しが勤めている事例がある。

例えば、『事例』一〇項「喧嘩」所掲天保十三年（一八四二）七月二十八日判決によると、船越喜代松という武士が四月二十五日の夜に脇差だけを帯びて八幡丁（盛岡市）に出かけ、そこで金藏・藤吉という町人と喧嘩になって、藤吉及びその場に駆け付けた七之助に疵を負わせた。この

喧嘩に目明し和吉が内済に入りその場は収まったらしい。しかし、どのような経緯からかは分からないが、ことが表沙汰になったようで、喜代松は武士としての身分を取り失ったうえ二人に疵を負わせたとして身帯・家屋敷を取り上げられ、親類へ預けられて蟄居を申し渡されている。また、内済を申し勧めた目明しの和吉は慎みを命じられた。

さらに、『同上』二二項「他領者」所掲天保十四年（一八四三）十月八日判決では、大槌通り八日町（大槌町）の覚兵衛は、仙台藩領山ノ目村（二関市）の長蔵夫婦を去々年十月から去年三月まで人元となつて空き長屋へ差し置いたことで、過料銭取り上げ慎みを申し渡されているが、この長蔵は仙台藩領豊間（登米）村（登米市）丑蔵と盗みを働いたようで、この両人を目明し新作が捕り押さえながら訴えずに内済し、領分から追ひ払ったとして慎みを命じられた。

これ以上の事例紹介は止めるが、喧嘩や盗みが表沙汰になると被害者側も何かと役所に呼び出されるなど面倒なことがある。それを避けるために内々で事件を処理することが望む場合がある。このようなときに目明しを利用するのが便利だった。もちろん、このとき目明しがまったくの善意で内済を取りまとめたこともあったかもしれないが、ほとんどは目明しに何ほどのかの謝礼が渡されただろう。いわば内済の成功報酬である。それゆえこの目明しによる内済

は決して幕末期だけでなく、目明しの存在とともに始まり、時代を追って多くなつたのではないかと思われる。さらに近世前中期の事例発掘が必要である。

### 目明し・目明し下役の犯罪

最後に目明し等が犯した罪について少し触れておこう。目明しにはその本質からして犯罪の匂いがつきまとうのは仕方ないことかもしれないが、典型的な事例だけを挙げておきたい。

『事例』六項「乱心」所掲文政七年（一八二四）七月二十六日判決で、福岡通り（二戸郡）の目明し定七は同所的小屋主金治へかねて遺恨を抱いており、去年六月三日に浅水村（五戸町）の往還で金治を殺害した罪で、大法の通り牢前において打首となつた。「小屋主」というのは「乞食小屋主」のことで、それは目明しの支配を受けていたので、両者の間に何らかのトラブルがあったのだろう。詳細は不明だが、そのトラブルが殺人事件に発展したものである。なお、この福岡通りの目明し定七は、文政四年（一八二二）の弘前藩主の津軽越中守を襲撃しようとした、いわゆる「相馬大作」事件に関与したようで、横川良助『見聞随筆』巻四（六卷、二二一～三頁）のなかで、「大胆不敵の徒者」としてかなり詳しく触れられており、この殺人事件についても記されているが、ここではその紹介を省略する。

第二に、『刑事』一五二頁、『事例』一六項「博奕」所掲天保八年（一八三七）四月十六日判決で、五戸通り浅水村の目明し権左が往来宿を営み他領者を長逗留させて博奕を打たせたとして、目明し役を免ぜられて雲石（雲石町）へ追放となっている。往来宿はこのような博奕宿としても利用されていたことが分かり、目明しと博奕との密接な関係が推測される。

第三に、『事例』一二二項「他領奉公」所掲安政三年（一八五〇）十月三日判決では、材木町（盛岡市）の目明し与六が、去年五月に山岸丁（同）の万治娘「せん」に頼まれ、娘分にして他領奉公を申し含め、手先の定治・重助を差し添えて仙台領まで連れ出したことが露顕し、他領奉公は制禁で人勾引同様だとして、目明し役を免ぜられて田名部（むつ市）へ追放となった。また、手先の定治と重助には三年の夫役が命じられている。この事件は、女を他領に連れ出したものだから、国境を越えて活動した目明し・目明し手先の性質に沿った犯罪といえよう。この外にもまだ挙げるべき事例もあるが、目明しだからこそ、というべき三つの犯罪事例を挙げるに止めておく。

(1) 小林文雄「近世中後期における芸能興行と売薬渡世」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力——権威とヘゲモニー——』（山川出版社、一九九六年）。

(2) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）六二六頁以下、石井良助『江戸の町奉行』（第一江戸時代漫筆、明石書店、一九八九年）「四 目明のこと」（三八頁以下）、塚田孝『身分論から歴史学を考える』（校倉書房、二〇〇〇年）「六 目明の実態」（二二頁以下、初出は一九八七年）。

(3) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四年）一五号（二〇頁）。

(4) 浪川健治「青森」（東日本部落解放研究所編『東日本の部落史』Ⅱ 東北・甲信越編（現代書館、二〇一八年）四二・三頁）によれば、この金六は目明しであるとともに「てんや」の肩書きをもち、芸能集団の頭でもあった。そして、「てんや」は、他領からの流入者の監視と管理をも担っていたと指摘する（三五―九頁）。

(5) 小林・前掲論文、二〇三頁など。

(6) 江戸の落語家船遊亭扇橋の旅日記『奥のしおり』（日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』九卷（三一書房、一九七二年）所収）によれば、扇橋が天保十三年四月に盛岡城下で興行した際、その興行出願者は御駒太夫であったが、盛岡城下の目明し高橋和吉などが興行世話人となり、彼らは「水事師」と呼ばれたという（二三頁）。なお、門屋光昭「盛岡藩に於ける芸能集団・七軒子について」（『民族芸能研究』四号、一九八六年）一一頁参照。

(7) 『雑書』天明二年八月二十八日条（三一巻、一六四頁）にも「往来宿武左衛門」とある。横川良助「飢饉考」は、宝暦六年のことと推測して「往来宿武左衛門」居宅内の仮牢の記事を載せる（細井計「盛岡藩宝暦の飢饉とその史料」（東洋書院、二〇一一年）一九八・九頁）。なお、『藩法』上、四二九・三〇頁の享保八年四月二十八日「此度他領者往来宿等之儀、左之通被仰渡」参

照。

(8) 小林文雄「南奥羽の往来宿について——無宿者の生活領域と地域社会——」(平川新編『江戸時代の政治と地域社会』二巻「地域社会と文化」(清文堂、二〇一五年)参照。

## 第六節 護送体制と大名家格

### 『文化律』第九一条

『文化律』第九一条は「公義御尋人有之御取扱之事」と題する条で、江戸幕府から人相書が発せられたときどう対応するかを示したもので、この点については「はじめに」に掲げた拙論①で紹介した。ところで、同条はこのあとにきわめて興味深い記事が続く。それは、寛政六年(二七九四)六月に大坂の富田屋吉兵衛の沖船頭新蔵の代わりに幸助を捕縛して江戸へ差し出せという幕府の命令を受けて、捕縛したあと牢に入れておく際の心得、及びさらに江戸まで護送する際の心得について、軍鶏駕籠(唐丸駕籠)の図まで載せた非常に詳しい記事である。これは幕府の『公事方御定書』下巻にはまったく載っていない。

それゆえ、『文化律』にこの記事が載せられたということとは、盛岡藩が江戸幕府の命令を守って幕府からのお尋ね者を江戸まで護送することにいかに気を遣っていたかを示すものである。このことを少し紹介してみたというのがここでの主な狙いだ、その前に、領分内での護送や他領

からの護送などについて少し触れておきたい。護送は犯罪捜査の手段それ自体ではないが、捕縛後に被疑者を取り調べ場所等に連行することは犯罪捜査に連なる措置なので、護送一般についてここで触れることはあながち不適切ではなからう。なお、所仕置や追放刑に処された者を処刑場所・追放先まで送ることは犯罪捜査とは直接関係ないが、これも護送の一環と捉えて本節で取り上げたい。

### 領分内の護送

現在でも被疑者を逮捕した場所から取り調べをする警察署に移すことや、懲役刑の確定した人を各地の刑務所に連れて行くことなどが行われている。これをすべて護送というのかどうか知らないが、とにかくここでは護送という言葉を使っておきたい。江戸時代においてもほぼ同様のことが行われていたはずで、この場合はもちろん護送などという言葉は使われていない。しかし、江戸時代についても便宜的に護送という言葉を使うことにする。

そこでまず盛岡藩領内での護送である。これにはさまざまな場合があったことと思うが、参考になるいくつかの例を挙げるに止める。

①『雑書』宝永三年(二七〇六)六月二十七日条(八巻、九七二頁)

宮古通り浅内村(岩泉町)の彦三娘「まや」は無宿左兵

衛と一緒に所々を流浪し、四月三日に二人とも捕らえられた。左兵衛は不届き者として他領追放になったが、「まや」はお慈悲をもって本所に返され親に預けられることになった。この際本所まで「ま弥儀ハ女之儀故、伝馬にて御足輕壹人付、一里之者壹人相添」えて送られている。一里の者というのは手紙などを一里ごとに受け継いで運ぶ人足のことだろう。この例では女のことだからと伝馬利用が許されているので、おそらく女性の護送には馬が利用されたのではないかと思ひ挙げておいた。

② 『雑書』 宝永四年（二七〇七）四月二十七日条（九巻、五三・四頁）

女をかどわかして他領に行った黒沢尻町（北上市）こぶの覚右衛門、他領より来た人買いの宿をして他人娘を売る仲立ちをした同所源之介、その請け人となったうえに自分の子ども二人を売ったまんざと兵衛、自分の娘を他領に売った二子村（北上市）帯刀、人売りの似内村（花巻市）不動院聳三十郎、他領追放立ち帰りで他領の人買いから礼金を取った花巻てんや六兵衛、この六人がそれぞれその所で斬罪、三日獄門と申し渡され、その所々へ送られることになった。その際この者どもに「花巻より御足輕拾二人并五人組之者共」が付き添うことになっている。また、他領追放立ち帰りで人売り・悪人の宿・人買いより礼金受け取りの郡山（紫波町）店屋源四郎とその弟子の市太夫もその所に

て斬罪、三日獄門を申し渡され、「郡山御足輕四人并五人組之者共」へ渡された。

この例からすると、死刑囚を死刑執行場所まで護送する場合は、死刑囚一人につき足輕二人が付き添うというのが当時の原則だったようである。ただし、ここでは死刑囚の五人組の者も動員されていることが注目される。

③ 『雑書』 正徳五年（二七一五）十一月二十七日条（一〇巻、一〇三二頁）

野田通り式升石村（岩泉町）の六之丞は、同所の庄三郎とともに、自宅に泊まった宮古通り浅内村（同）の助九郎を殺害した罪で式升石村で討首、獄門を申し渡された。このため検使として徒目付が派遣され足輕六人が差し添えられている。この事例の場合は、徒目付の派遣に伴い足輕の人数が増えたのかもしれない。

④ 『雑書』 享保十八年（一七三三）十月二十五日条（一五巻、四五〇頁）

おおほさま 大迫（花巻市）で七月九日の晚亀ヶ森村字天王（同）の藤吉の荷物を追い落とした作十郎・三右衛門・長七の三人が、二十六日に盛岡出立、二十七日に大迫で討首と申し渡され、「縄下にて馬二為乗、御足輕遣」して護送されることになった。足輕の人数は分からないが、馬に乗せられているのは、単純な護送ではなく道中引き晒しの扱いだったのだろうか。

## 他領からの護送

⑤ 『雑書』 天明二年（二七八二）九月十一日条（三二卷、一六九・七〇頁）

仙台藩（伊達家）町奉行より以下のような手紙が来た。七月に出奔した川口順左衛門弟の十蔵が仙台藩領相去（北上市）で理不尽のことをして足軽三人を負傷させたこと、捕り押さえて仙台下で取り調べたところ乱心のようなので内々に引き渡すこと、返事次第では仙台藩の国法で処理すること、という内容である。

これを受けて、親類一人・徒目付二人・同心十七人が八月二十六日に盛岡を出立して仙台国分町（仙台下）へ行き、名主を通して受け取りたい旨申し入れ、九月七日に手錠を掛けられた十蔵を受け取った。手錠を掛け替え、十蔵の大小・持ち道具も受け取り、十蔵を青駄（＝復輿）に乗せて出立し、今日昼に盛岡着、そのまま長町（盛岡市）の揚がり屋へ収容した。この事例では、相手が仙台藩、対象が武士ということもあると思うが、親類のほか徒目付二人・同心十七人という多人数が派遣されて国許まで護送している。

## 江戸からの護送

⑥ 『雑書』 元禄二年（二六八九）閏正月二十二日条（五卷、五九七頁）

幕府からの指令で江戸に連行して幕府盗賊改めの蜂屋半之丞へ渡され、その裁判で万引き盗人として在所で死罪と申し渡された武兵衛・吉兵衛が、武士三人（目付一人・徒目付二人だろうか）・歩行二人・足軽十人・小者十人の付き添いで盛岡に下され、十八日に着、二十一日に津志田（盛岡市）殺生場で斬罪となった。この事例の囚人を江戸に連行したときの記事はみえないが、幕府の裁判によつて在所での死罪と申し渡された者だけに、相当嚴重な護送体制が組まれている。

⑦ 『雑書』 明和三年（二七六六）七月十七日条（二二六卷、二四〇頁）、『刑事』 五三四頁

尾去沢銅山（鹿角市）先山師の盛田屋六右衛門が先だつて欠落して江戸にいるとの情報を得て、六月二日その捕縛を江戸の町奉行に届けて許可を受け、馬喰町三丁目（中央区）で捕らえた。翌年二月になつて六右衛門は盛岡に護送されることになり、細懸け錠付きで青駄に乗せられ、これには徒目付一人・同心四人・介抱人として詰夫人一人が付き添つて二十一日に盛岡に着いている。

⑧ 『雑書』 天明三年（二七八三）十月二十三日、十一月二十六日条（三一卷、四四四頁、四七一頁）

この春まで江戸で家中奉公をし、暇を取つて江戸を徘徊していた山岸村（盛岡市）松平の子由蔵が、九月九日の夜に酔つて下屋敷に忍び込み小者の夜着を盗み取つた容疑で

捕らえられた。由蔵は同心三人・人足一人に付き添われて国許まで護送され、宮古（宮古市）へ追放に処されている。この事例は江戸から国許までの護送だが、対象が庶民であり、またとくに江戸の町奉行所との交渉などもないことから、付添人は四人だけである。それでも領分内での護送と比べると多い。行程が七日ほど要して泊まりもあるから、交代での番が必要だからだろう。

### 江戸への護送

さて、冒頭に示した『文化律』第九一条に係わる江戸への囚人護送についてである。

⑨ 『雑書』天明三年（一七八三）八月朔日、三日、五日、九月朔日条（同上、三八三〜五頁、四〇三頁）

江戸幕府町奉行曲淵甲斐守景漸より大助・虎助の二人を捕らえて江戸まで差し出せとの指令が届いた。この二人がどのような理由で幕府から召喚されたのか分からないが、盛岡藩は早速二人を捕らえ江戸へ護送する準備をした。護送する役人として目付の本堂源右衛門、勘定頭の堀江勇右衛門、徒目付の藤根清六と山口瀬左衛門、医師の三田元良などが任命された。このほかに同心も付き添っているが、その人数は不明である。囚人は目駕籠に入れられ手鎖・腰縄付きである。なお、日程としては八月九日に立出して道中十四日と予定されている。

この護送の心得について、本堂源右衛門・堀江勇右衛門連名の九ヶ条の伺いが二日付けで藩に提出された。それは、貞享五年（元禄元、一六八八）の例——これは見出しなかった——にならって、江戸での拘禁場所、道中で囚人が病気になるたり自殺したときの処置、道中駄賃や旅籠代の件など詳細で、それに対して付札で回答がなされている。また、三日には藤根清六・山口瀬左衛門連名で、主として同心・人足の任務や提灯使用などに関する六ヶ条の伺いが出されて、いずれも伺いの通りとの回答がなされた。この護送道中は順調に進んだようで、予定通り九日に立出し二十二日に江戸の番所へ引き渡しが済んだ。

⑩ 『雑書』寛政六年（二七九四）六月朔日〜十二月十一日条（三五卷、三〇七〜四三八頁）

ようやく冒頭の事例にたどり着いた。本件については開始から最終まで七件ほどの記事が『雑書』にみえるが、そのすべてを掲げるのはあまりにも煩雑なので、中心的な論点だけを解説してそれ以外は省略する。まず、本件の発端は幕府勘定奉行佐橋長門守佳如より発せられた御用状が到来したことで、大坂富田屋吉兵衛の沖船頭の新蔵が病気なので、その代わりに幸助に吟味筋がある、先月空船で江戸表を出帆した田名部（むつ市）へ着船予定なので、着いたら幸助を捕らえて江戸まで送れとの内容である。容疑は必ずしも明らかでないが、密荷でもしたのだろうか。

さて、六月十九日には幸助を江戸へ護送する役人として

目付の幕目茂右衛門が任命され、医師なども決められている。また、二十一日には目付より護送心得の伺いが提出されている。それは⑨に指摘した伺いとほぼ同様のもので、さらに道中は厳しく禁酒を命ずる等の項目も付け加えられている。そして、その護送人数が『文化律』第九一条に記載されている。目付一人（上下七人）・医師一人（上下三人）・徒目付（二人）（上下三人ずつ）・同心二十一人・人足三人・配符係同心二人である。目付などにある「上下」というのは、その者の家来だろう。つまり、同心の人数は二重に数えている虞があるかもしれないが、いずれにしても一人の囚人を江戸まで届けるのに総勢五十人ほどが付き添っている計算になる。なお、盛岡の立立日は六月二十三日で道中十七日と予定されているが、七月七日に千住（足立区）に着き、ここで前日着届けを勘定奉行所へ提出し、翌八日に佐橋長門守に幸助を引き渡した。

このように江戸幕府からの囚人差し出し指令を受けての護送に多人数を要したのは、もちろん囚人の逃亡などを防ぐ意味もあっただろうが、むしろ藩の格式を表すためだったとの指摘もあるのだ<sup>(1)</sup>、⑨⑩の事例はまさに盛岡藩の格式を江戸の人々に見せびらかすためという側面もあったことだろう。

(1) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）二二四頁。

## 第七節 牢の諸相

### 牢の所在地

江戸時代の牢は一般に罪を犯した被疑者を、裁判を受ける間拘禁しておく施設としての性格をもっていて、現在でいえば拘留所である。したがって、犯罪捜査の手段とはいえず、まったく無関係というわけではないので、ここで取り上げておきたい。もともと、懲役や禁錮といった刑を執行する現在の刑務所のような牢の使い方がなかったわけではない。盛岡藩では遠島（＝島流し）刑がなかったで、その代わりに「永牢」という既決囚を牢に長く拘禁する刑があったが、このような刑の執行場所としての牢の使い方はどちらかといえば少ない方であろう。

近世前期の盛岡藩では、各地の代官所で捕縛した被疑者の身柄は盛岡城下の裁判所である会所に送らず、口書（＝供述書）や代官の意見書などの書類を会所に送付して裁判して貰い、その判断を受けて現地で刑を執行していたから、当然各地の代官所に牢があったはずである。とりわけ、鹿角（鹿角市）<sup>かづの</sup>や花巻（花巻市）<sup>はなまき</sup>など郡代がおかれた所や遠野（遠野市）<sup>とのおの</sup>などでは、さらに大規模な牢の施設があったことと思われる。



しかし、ここでは在方におかれた牢のことに触れるのは止めて、もっぱら盛岡城下にあった牢に話を限りたい。

『雑書』に牢の記事が出るのは、寛永二十一年（正保元、一六四四）三月十六日条（二巻、四頁）の沼野助作の娘が牢で病死して死骸を舟場儀陀寺に葬ったというものである。

ここでは牢がどこにあるか分らないが、『盛岡砂子』巻四、五四一頁には「殺丁中程、御会所場東裏に有」としているのだらうか。殺丁は文化九年（一八二二）以前は「石町」と書いたそう、確かに『雑書』宝永六年（一七〇九）十月四日条（九巻、六三九頁）に、殺人犯の大川村（岩泉町）百姓甚之丞が「石町於籠前御成敗」となっている。なお、儀（祇）陀寺は、やはり『盛岡砂子』巻四、五四六頁に「或道中記に、今の石丁と馬丁の裏合に谷地有りて、此所は此寺の旧地也と有」と出ているから、石町の近くにあった寺だと思われるので、牢からも近かったのだらう。

城下には、この石町の牢のほかに長町に揚がり屋があった。この揚がり屋については『雑書』享保十五年（一七三〇）十一月二十日条（一四巻、六二五・六頁）に次のような記事がある。

一人扶持 升立  
塩噌二折

長町揚屋番人  
覚之丞

先達より杉山治兵衛・服部快右衛門・同吉之丞被差

置、右覚之丞籠守相勤、三人之者之御扶持共都合五人扶持受取、籠賄仕罷有候処、三人相果候已後御扶持渡不申、渴命仕候間、籠番御免被成下度旨願出候付、ケ様之所無之候ても、御差支之義可有之哉と御役人共申出候二付、右之通御扶持被下、籠番為相勤、尤、向後揚り屋と唱可申旨申渡之、

以上が記事の内容である。三人の武士を拘禁するために覚之丞に番をさせて、囚人の賄い分と覚之丞への手当として合計五人扶持が与えられていたところ、武士三人が死んで拘禁者がいなくなったため、覚之丞の手当も与えられなくなったらしい。これでは食べていけないので牢番を止めさせてほしいと願い出たのに対して、このような武士を拘禁する施設がないと支障が出るのではないかとの懸念が役人から示され、これを受けてその拘禁施設を存続させて覚之丞をそのまま牢番とし、その手当として二人扶持と塩噌二折りを与えるとした。そしてこのときから同施設を「揚がり屋」と称することにしたわけである。『盛岡砂子』巻二、四三九頁にも「揚屋」が上横丁東角表にあることを示すとともに、『国統年譜』享保十五年十一月二十日条から「長町牢屋、揚屋と相唱、番人覚之丞へ一人扶持・塩味噌・薪被下」という文章を引用しているので、まず信頼している記事だらう。

しかし、『盛岡砂子』は、この揚がり屋の役割として

「犯罪人未決の者を仮に牢居せしむる所也」と指摘しているが、これは少し舌足らずではないか。つまり、「揚がり屋」という名称はおそらく江戸幕府小伝馬町牢屋敷（中央区）の「揚がり屋」にならったもので、そうだとすると、そこは単なる未決囚ではなく、武士ないしそれに準じる身分の未決囚を収容した所というべきである。

確かに、『雑書』寛永二十一年（＝正保元、一六四四）七月二十日条（二巻、三六頁）の記事に、小山田村（宮古市）の与右衛門がギリシタンを訴人したことについて、江戸から与右衛門とその妻子を「籠より出、上屋二置」けと指令されたが、「揚屋無之ニ付て、其段申上候ハ、」、それでは信頼できる親類などへまずは預けておけと命じられている。江戸からの指令にある「上屋」は間違いなく揚がり屋のことで、この時点ではまだ揚がり屋がなかったことを示している。もつとも、それ以来享保十五年までずっと揚がり屋がなかったのかというと、武士やそれに準じる身分の者は常に親類預けとなつたとも思えないし、またいつでも庶民と同じ牢に収容されたとも考えにくいので、揚がり屋に準ずるような飯の拘禁施設、まさに上記の杉山等三人が収容されていた施設が臨時に設けられることもあったのではなからうか。

以上のように、盛岡城下には、庶民を収容する石町の牢と、武士などを収容する長町の揚がり屋と、二つの拘禁施設

設があつたことになる。ただし、収容者の人数が多くなつて、上記の牢・揚がり屋だけでは間に合わなくなつたときには、仮に目明しのもつ小屋などを拘禁施設に転用したこともあることは本章第五節ですでに指摘した。

### 牢守

牢や揚がり屋の番人を牢守と総称することとする。享保十五年に揚がり屋の牢守として寛之丞が任命され、二人扶持と塩噌二折りが手当として与えられたことは上述の通りである。上記『盛岡砂子』巻二、四三九頁によればさらに薪も与えられたらしい。この牢守について、この外分かる範囲で触れておく。

まず、牢守の記事で早いものは、『雑書』寛永二十一年（＝正保元、一六四四）九月二十日条（二巻、五二頁）の盛岡の牢守に助右衛門が今日任命され、切米六石に四人扶持を与えたというものである。助右衛門以外にも牢守がいたのか、それとも牢守は助右衛門一人だけだったのか、この記事だけでは分からないが、それでも切米六石と四人扶持の手当というのは下級役人とはいえずそれなりの額ではないか。さらに、『雑書』正保二年（一六四五）五月二十一日条（同上、九七頁）には、中野村（盛岡市）の彦右衛門を盛岡の牢守に任命した旨の記事がみえる。これには手当のことが何も記されておらず、また、助右衛門に代わって任命さ

れたのか、それとも助右衛門に加えて任命されたのかも不明である。

次にみられる記事はずっと時代が進んで、『雑書』元禄十年（一六九七）三月十日条（六卷、八九五頁）である。ここでは闕所となった盗品のうち木綿着物が渴命に及んだ牢守に与えられている。何らかの手当は与えられていたとは思いますが、あるいは元禄飢饉のために困窮していたのだろうか。

またさらに時代が進み、『雑書』安永六年（一七七七）七月八日条（二九卷、三三三頁）に、先月二十二日晝に三人の牢拔けを許した牢守儀右衛門が十駄四人扶持のうち三駄ずつを五年間取り上げられ、同じく牢守清太郎が十駄四人扶持のうち三駄ずつ二年間の取り上げを申し渡された記事がある。ここから牢守の手当が十駄四人扶持であったことが分かる。ちなみに一駄は米二石に換算される。

次も牢拔けの責任を問われた事例である。『雑書』天明元年（一七八二）十月朔日条（三〇卷、七三三頁）で、八月十六日に三人の牢拔けがあったため、牢守清太郎・喜之助後見弥惣兵衛が慎みを申し渡され、さらに十一月八日条（同上、七五七頁）で、このうち清太郎が扶持を召し放され、弥惣兵衛が揚がり屋入り御免とされている。扶持を召し放された清太郎は上記安永六年の記事に出てくる清太郎と同一人物と思われるので、その扶持はおそらく十駄四人扶持

だっただろう。なお、同年十二月六日条（同上、七五五頁）では、扶持を召し放された清太郎に代わって石町の与五郎が丈夫で人柄もよいということで跡役の牢守に任命された。

### 牢守召仕

ところで、きわめて基本的なことだが、上記の牢守は例えば番人として牢を巡回するなどをしたのだろうか。まったくしなかったともいえないだろうが、彼らはいわば牢の管理責任者で、実際の巡回や囚人の食事の世話などはその下に人員が配置されていたと思われる。というのは、『雑書』記事中にときたま牢守下人とか牢守召仕という言葉がみえるからである。

例えば、早いところでは『雑書』延宝七年（一六七九）四月二十九日条（四卷、三〇九頁）に、八戸弥六郎領宮守村（遠野市）の「たつ」が夫の孫次郎を毒殺した嫌疑で盛岡で取り調べを受け、その事実が判明したため、今日盛岡町中を晒したのち弥六郎家来に渡して火罪と申し渡されているが、盛岡中を晒すときは馬に乗せて、その馬は牢守下人が牽くことになっている。また、『雑書』正徳五年（一七一五）十月二十七日条（一〇卷、一〇〇五頁）によると、磔刑が行われる際の諸道具その他入用品は牢守方で準備することになっていたようだが、これを実際に準備するのはやは

り牢守の下人だったのではないだろうか。

さらに、これは非常に重要なのだが、磔に当たって鑊を突いたのは誰だったのだろうか。幕府や他藩ではよく被差別民が死刑執行役を務めているが、盛岡藩の場合、乞食などの被差別民がその役を担当したかどうか、どうもはっきりしない。そこで一つの可能性として、この牢守下人がその役を担ったのではないかと推測しておきたい。

その根拠の一つになるかもしれないが、『雑書』宝暦十一年（一七六二）十月二十七日条（二五卷、一六一頁）に、牢守喜兵衛からの願いが町奉行の添え書とともに提出されたが、その回答に次のようにある。これまで牢守召仕として死罪の者を与えたことはないが、「籠守召仕之儀、殊当春磔罪被 仰付候節も牢人無之差支候趣」があったので、このたびは願い通り久兵衛を与える、しかし今後は死罪の者を召仕として与えることはしないので、死罪でない者を願うようにという趣旨である。この記事に出てくる「牢人」とは何かよく分からないが、文脈からすれば牢守召仕であることは間違いない。これがいなくて磔に差し支えたというのだから、鑊を突いて死刑を執行する者がいなくて困った、と推測してもいいのではなからうか。

なお、この回答に今後は死罪でない者を願うようにとあるが、『雑書』享和三年（一八〇三）十二月十三日条（三三卷、四五一・二頁）に、盗みの罪で牢前において打首と決ま

った八日町（盛岡市）福松・長之助、油町（同）清八の三人を牢守召仕として下されたい旨の願書を牢守の与五右衛門・久七が提出し、これが認められている。この変更を認めた理由を簡単に述べると、「籠守召仕之儀ハ甚穢敷事のみ取扱候付」き、だれもが嫌がってやりたがらず、そのため普通の奉公人を雇うこともできないので、「死刑二相中り候程之者活命之恩義寄候儀ニ無之候得は、永ク相勤候者無之」との判断である。しかし、死罪はさわめて重要なことなので、今回は特別に認めるが、今後は容易には採り上げないとも述べている。牢守召仕の職務の性格の一端が窺われる。

もつとも、『雑書』文化元年（一八〇四）五月二日条（同上、五五九・六〇頁）によると、一命を助けられて牢守召仕とされた右の三人のうちの長之助と福松が、囚人に頼まれて鉄や火打ち石をひそかに牢内に差し入れたとして、それぞれ牛瀧（佐井村）と田名部（むつ市）に追放されているから、助命された恩義を感じて真面目に務める者ばかりだったわけではなからう。いずれにせよ、『雑書』や『刑事』に犯罪者を牢守に召仕として与える旨の記事・判例が散見されるし、また『事例』では第二七項に「牢守召仕被下」事例を集めているので、これがそれなりに恒常的な制度になっていたといえる。

したがって、その具体的事例をこれ以上挙げる必要はな

いと思うが、ちなみに『雑書』天明四年（二七八四）閏正月二十八日条（三二卷、四〇頁）によると、牢守の与五平と弥三兵衛が、昨年四月に黒石野（盛岡市）の八平と上田村字赤平（同）の長兵衛の二人を召仕として下されたが、「八平老母一人竈にて、相助候様無之付、母養育仕度候間、出入奉公ニ被成下度旨」を願ひ出て、これが許可されている。ここで「出入奉公」というのは通勤する形での勤務のことだろう。これが許されたということは、逆にいうと通常は牢の構内に住み込んで仕事をすることが分かる。

また、『事例』二七項「牢守召仕被下」所掲嘉永五年（一八五二）五月十六日判決では、雫石通り南畑村（雫石町）助市嫁の「あさ」が密通の罪で南畑村において打首に処されるべきところ、日出度い時節であり、牢守からの願ひ出もあるとして、牢守召仕として与えられた。牢内の炊事洗濯等のため女性の召仕も必要とされたのだろう。

### 牢賄い

次に、牢や揚がり屋に収容された者の食費などは誰が負担したかについて説明しよう。江戸小伝馬町の牢屋敷ではその費用は官給だった。しかし、同じ幕府領でも大坂の牢では、有宿者は自弁で無宿者のみが官給だったとのことである。盛岡藩ではどうだったのだろうか。

この問題に関係する記事で早い例は『雑書』寛文十一年

（二六七二）二月二十八日条（三卷、一八頁）にみえる。すなわち、鹿角大地村（小坂町）の弥五右衛門と満七郎の二人が殺人の嫌疑で牢に入れられたが、「大地村百姓共籠賄仕儀迷惑之上訴訟候付、籠舎御免惣百姓三預」けたとある。この二人が入られた牢がどこなのかは不明だが、どうやらこの時点ではすでに収容者の食費などは官給ではなく、「牢賄い」と称して百姓の負担だったようである。

同様の事例が『雑書』同年十二月二十二日条（同上、一〇二頁）に記載される。花輪（鹿角市）で人を殺した平十郎親子三人が去春より花輪の牢に入れられていたが、「五人与ハ不及申二、御代官所中者共迷惑仕候間、籠舎御赦免被下度」いと代官が願ひ出て、親類などに預けて逃亡しないようにせよとの条件で出牢が許可されている。この事例では何が迷惑なのかはつきり記されていないが、牢賄いが迷惑になっていることは間違いない。

以後、『雑書』等に牢賄いを迷惑とする記事が散見されるが、具体例を挙げることは控える。ただ、その牢賄い負担者としては五人組・親類などが挙げられる事例が目につくが、『雑書』正徳二年（七一三）十月二十八日条（二〇卷、三九四頁）に、召仕の伝助が取り逃げしたことを早々に訴え出なかつた主人の弥左衛門が伝助の牢賄いを負担するよう命じられており、不行跡の勘之丞を義絶した仕方が不届きだった伯父と養親が勘之丞の牢賄いの負担を命じら

れているので、個別の事情を考慮して負担者の範囲が決められたのだろう。

なお、この正徳二年の事例で注目されるのは、どちらも「最早百日余ニ罷成ニ付、右籠脚御免」とされていることである。これは、明確には述べていないが、牢賄いを負担させるのは百日程度が限度で、あとは官給にするということであろう。これは仙台藩でも同様である。こうした牢賄いの民間負担期間を制限するのはその負担者の迷惑を考慮してであることはもちろんだが、同時にできるだけ未決拘禁期間を短縮する、つまり審理をできるだけ促進しようという裁判上の考慮も働いていたのではなからうか。

ところで、仙台藩ではこの徴収される牢賄いのことを牢米と呼んでいるが、それは早い時期から額が決まっていた、一日一人分玄米一升と薪代四文だった。一人扶持は普通一日につき玄米五合で計算されたから、玄米一升は二人扶持で、日常は米など食べていかなかった百姓にとってはまことに重い負担だったろう。おそらく盛岡藩でも牢賄いとして五人組や親類から徴収する額が決まっていたのではなにかと思うが、残念ながらこの額が分からない。さらに史料を探してみたい。

## 牢死

『雑書』の記事をみていくと牢内で収容者が死亡した記

事が散見される。おそらく牢の生活環境は劣悪だったろうから、収容中の死亡は珍しいことではなかったに違いない。できれば牢内の医療などについても知りたいが、残念ながら史料を入手していない。しかし、この収容中に死亡した者はどのように処理されたのかが分かる記事はあるので、参考までに掲げておこう。

第一は寺に送るものである。塩漬けで土葬という記事もある。送付先の寺としては、祇陀寺・本誓寺・万日寺（いずれも盛岡市）などの名がみえる。次は捨ててしまうというものである。単に捨てろというのもあるが、なかには川に捨てろなどというのがある。北上川や中津川（なかつがわ）に捨てられたものだろうか。第三は死骸を処刑するものである。これはいわゆる屍仕置なので、第一章第四節で触れた。

およそ以上のような事例が積み重なった結果であろう、すでに述べたごとく、『文化律』第一一三条「御仕置仕方之事」の最後に、詮議が済んで牢中で死んだ者について、①重い科人は塩詰めのうえ仕置、②軽い科人は仮葬をして場所で仰せ渡しし、③至つて軽い科人は仰せ渡しにも及ばない、と定式化された。そして、この死んだ科人に対して徒目付が仰せ渡され書を読み渡した。もつとも、以上の定式は詮議が済んだ場合だから、詮議未了の場合に川に捨てるなどの措置が取られたものだろうか。

## 牢抜け

牢関係の記事で比較的多く目に付くのが牢抜け・牢破りである。牢の構造は脆弱だっただろうし、番人も十分な人員を配置できたとも思えない。勢い牢抜けも多発したに違いない。その事例をいちいち挙げる必要はないので、ここでは牢抜けした者をどのような体制で探索したかを知ることのできる事例を一つだけ紹介しよう。

『雑書』享保十八年（一七三三）十月二十一日条（一五巻、四四七頁）に、沼宮内（ぬまみやうない）（岩手町）で放火した嫌疑で利兵衛という者が捕縛され、盛岡へ護送されて牢に入れておいたところ、昨二十日夜に牢抜けをしたため、早速目付より諸代官へ人相書を送って探索を命じるとともに、足軽三十人へ人相書を渡し、二人一組で所々を厳しく尋ねるように派遣された。

なお、牢抜けに対する処罰は、『文化律』第八一条「牢抜・手鎖外シ・御構之地え立帰候者御仕置之事」の第一項に「牢拔出候者 本罪相当より一等重く可申付、但、牢番人、申追放」と規定されているが、これは、江戸幕府『公事方御定書』下巻第八五条「牢抜・手鎖外シ・御構之地え立帰候もの御仕置之事」第一項とまったく同文である。

## その他の牢関連事項

三八

その他の事項で参考までに紹介しておきたいことがある。第一は収容中の女性が出産間近となったときのことである。『雑書』安永六年（一七七七）八月二十五日条（二九巻、三五〇頁）に、餌差長藏妹「ふじ」が欠落したのを引き戻されて揚がり屋に入れられたが、「臨月二付、出産之内右長藏へ御預被成旨」命じられた。出産後にまた揚がり屋に戻されたのだろう。

第二は、牢の新築の際赦が行われたらしいことである。これは盛岡城下の牢のことではないが、『雑書』天和二年（一六八二）十一月二十八日条（四巻、九五一頁）に次の記事がある。鹿角境に新道が付いたが、盛岡藩は領民がこの新道を通ることを禁止した。ところが、長三郎・とらの二人が小荷駄六疋を牽いてこの新道を通ったのを山見の者が見付けて捕らえ、花輪（鹿角市）で牢舎を申し付けた。その際、花輪の大工が「籠屋御立候て始て籠舎仕候迄之儀二候間、御助被下度」と訴え出てこれが認められ、二人は牢から出された。こうした牢の新築に際して赦が行われたことは他藩でもみられることで、近世初期にはかなり普遍的な慣行だった可能性がある。

ただし、『雑書』宝永三年（一七〇六）六月二十二日条（八巻、九七〇頁）では、牢屋の修復を命じられた大工棟梁と鍛冶棟梁が、正保三年（一六四六）に牢屋を建てた際、

三人の科人が免ぜられたという先例を添えて、このたびも科人二、三人を「御利益」として赦免してほしいと願ったのに対し、「先年ハ新籠御立被成候故、科人御免被成候、此度は繕之儀候故、例ニ無之候間、御免不被成候、向後共繕被 仰付候ニハ、繕之不依多少、科人御免不被成」と拒否された。

ちなみにこのような牢の修復費用はどこから出たのかというと、『雑書』享保十四年（一七二九）十一月七日条（四卷、三三三頁）に、三ツ谷町（盛岡市）の七十郎が不届きがあつて家屋敷が取り上げられ、それが入れ札になつて材木町（同）の太郎吉が九十貫七百文で落札したことに ついて、「右入札銭ハ籠舎修復銭ニ被 仰付候様、両御町奉行共申出候付、弥右入用仕候様」にと認められている。闕所銭がすべて牢屋修復費用に当てられたとは思えないが、闕所銭はおそらく重要な修復費用源だったのではなからうか。

以上、牢と揚がり屋について、わたしが知り得たことを述べてみたが、そもそもそれらの構造はどうなつていたのかをはじめとして、まだまだ分からないことが多い。さらに関係史料を集めたい。

（1）藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』（清文堂出版、一九九〇年）

一一一頁。

（2）藩史史料叢書刊行会編『藩史史料叢書』5・仙台藩（下）（創文社、二〇〇七年）「解題」（三四頁）。

## おわりに

日本近世法制史や盛岡藩の歴史に関心をもつ人に盛岡藩の主要な法は何かと問えば、それは文化五・六年（二八〇八・九）に制定された『文化律』だという答えが、まず疑いなく返ってくるだろう。さらに、この『文化律』は江戸幕府の『公事方御定書』下巻をモデルとして制定されたということも知っている人が多いことだろう。

この答えはまったくその通りなのだが、本稿の諸所で明らかにしたように、『文化律』は『公事方御定書』下巻を丸ごと模倣したものではなく、同藩の『文化律』制定以前の法をも踏まえて、同藩に適合的なように修正を加えつつ制定されたことが重視されるべきである。ところが、この『公事方御定書』下巻のどこを残り何を変更するか等の議論が関係者間でどのように行われたか、つまり『文化律』の制定過程が実はまったく不明である。この制定過程に関する史料が現在知られていないため、その説明がなされていないのはまことに残念である。今後関係史料の発掘に努めなければならない。

さらに、本稿で取り上げたテーマは盛岡藩刑事法の一部であり、検討できなかった課題はまだ多く残されている



る。本稿は、盛岡藩法総体のうちの些細な箇所を囓っただけにすぎない。いわんや盛岡藩法を体系的に記述したものではなく、わたしの問題関心に従って、刑事法に関するいくつかのテーマを羅列しただけである。それでもわずかながらもいくつかの新知見を提供できていると思うし、また今後の盛岡藩法研究の進展のための問題提起もしたつもりである。わたし自身もさらに盛岡藩法研究を継続したいと思っているが、同藩に関心をもつ識者のご教示、ご批判を切にお願いして擲筆する。

〔完〕